

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成19年3月9日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

3月9日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査	2
補足説明（保健福祉部長、生活環境部長）	
質疑（山崎委員、村上委員、渡辺委員、安藤委員）	
散会の宣告	75

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年3月9日(金) 午前10時 1分 開会
午後 5時20分 散会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長	上村高義	副委員長	安藤 薫	委員	山崎雅数
委員	三好義治	委員	村上英明	委員	渡辺慎吾

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝		
生活環境部長	前田宜伸	同部次長兼自治振興課長	大場房二郎		
同部参事兼環境業務課長	紀田光司	同部参事兼環境対策課長	前川 弘		
自治振興課参事	萩原 明	市民課長	村江 卓	同課参事	浅井重雄
産業振興課長	藤井智哉	同課参事兼農業委員会事務局長	中井文雄		
環境センター長	五里江路人	環境対策課参事	池上敦実		
保健福祉部長	堀口賢司	同部次長兼福祉総務課長	佐藤芳雄		
同部参事兼健康推進課長	福永富美子	同部参事兼高齢者障害者福祉課長	登阪 弘		
健康推進課参事	阪口 昇	高齢者障害者福祉課参事	小矢田博子		
こども育成課長	稲村幸子	国保年金課長	野村眞二	同課参事	大嶋良一
介護保険課長	山田雅也	同課参事兼地域包括支援センター長	川口敦子		

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 上 清隆

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成19年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第 7号 平成19年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第14号 平成18年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計補正予算
議案第25号 摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 3号 平成19年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第 4号 平成19年度摂津市老人保健医療特別会計予算
議案第11号 平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第12号 平成18年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算
議案第29号 摂津市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第30号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第 8号 平成19年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第15号 平成18年度摂津市介護保険特別会計補正予算
議案第28号 摂津市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○上村委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

連日、代表質問等、お疲れのところ、きょうは委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で付託された議案についてご審議をいただくわけでございますけれども、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は、いつものとおり退席をいたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○上村委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○上村委員長 再開します。

議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

堀口保健福祉部長。

○堀口保健福祉部長 それでは、議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、保健福祉部に係る部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金は、介護サービス保険者負担金、保育所保育料などが主なものとなっておりますが、前年度に比べ1.4%の増となっております。これは、地域包括支援センターの介護予防プラン作成件数の増に伴う介護報酬が主なものでございます。

35ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料は、前年度と同額でございます。

36ページ、目3、衛生使用料は、前年度に比べ22.2%の減となっており、これは、主に市営葬儀使用料の減によるものでございます。

39ページ、項2、手数料、目2、衛生手数料は、前年度に比べ5.8%の減となっており、死獣処理手数料の減によるものでございます。

41ページからの、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金は、生活保護、児童手当、私立保育所などの国庫負担金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ10.4%の増となっております。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、これまで、国庫補助金で計上しておりました、障害児、身体障害者、知的障害者の居宅生活支援補助金を居宅介護等給付費負担金等として計上したことによるもののほか、児童手当負担金や生活保護費負担金の増が主なものとなっております。

43ページ、目2、衛生費国庫負担金は、前年度に比べ5.5%の増となっております。これは、保健事業費負担金のうち、主に健康診査費の増額によるものでございます。

同じく43ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金は、小規模通所

授産施設運営事業補助金や次世代育成支援対策ソフト交付金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ39.2%の減となっております。これは、先ほど申し上げましたように、これまでの障害児者の居宅生活支援補助金などを国庫負担金で計上したことによるものでございます。

46ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、前年度に比べ1.8%の減となっております。これは、国民年金事務委託金でございます。

47ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金は、国民健康保険基盤安定負担金や児童福祉費負担金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ13.2%の増となっております。これは、国庫負担金でご説明しましたように、障害児者の居宅生活支援補助金などを負担金で計上したことによるものでございます。

49ページ、目2、災害弔慰金府負担金は、前年度と同額で、災害救助法適用災害に係る遺族への弔慰金でございます。

目3、衛生費府負担金は、前年度に比べ5.5%の増となっており、これは、保健事業費負担金のうち、主に健康診査費の増に伴うものでございます。

同じく49ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金は、老人、身体障害者、乳幼児等に係る医療補助金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ19.1%の減となっております。これは、府負担金で申し上げましたように、これまでの障害児者の居宅生活支援補助金などを府負担金で計上したことによるものが主なものでございます。

53ページ、目3、衛生費府補助金は、前年度に比べ5.2%の減となっており、高齢者歯科保健事業補助金の減が主なも

のとなっております。

56ページ、項3、委託金、目2、民生費委託金は、障害児者地域療育等支援事業が、一部を除いて市町村事業の障害者相談支援事業に移行したことに伴い、前年度に比べ88.2%の減となっております。

59ページ、款18、繰入金、項2、基金繰入金、目3、墓地管理基金繰入金は、前年度と同額でございます。

61ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目4、老人医療費資金貸付金元金収入は、前年度と同額でございます。

63ページ、項4、雑入、目1、雑入は、各種検診及び予防接種に係る自己負担金並びに市立障害者施設給付費収入、保育所職員給食費負担金、児童主食費負担金等でございます。

次に、歳出でございますが、78ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費のうち、水道事業会計繰出金は、低所得の独居、ひとり親家庭等に係る水道料金減免に伴うものでございます。

続いて、110ページから116ページの、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費は、事務の執行に係る経費のほか、社会福祉事業運営委託料や小規模通所授産施設運営補助金、障害者支援施設給付費、国保等の特別会計への繰出金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ、人件費を除き、3.9%の増となっております。これは、障害者自立支援法の施行に伴い、これまで、身体障害者福祉費及び知的障害者福祉費で計上しておりました在宅福祉サービス関係の給付費を社会福祉総務費で計上したことなどによるものでございます。

116ページから118ページの、目

2、老人福祉費は、前年度に比べ1.8%の減となっております。これは、高齢者日常生活支援補助金や住宅改造費用助成費などの減額によるものでございます。

119ページ、目3、国民年金総務費は、人件費を除き、前年度と同額となっており、国民年金事務嘱託職員の雇用経費などが主なものとなっております。

同じく目4、国民年金事務費は、国民年金事務の執行に係る経費でございますが、車両の買い替え費用を見込んだことにより、前年度に比べ88.4%の増となっております。

120ページ、目5、身体障害者福祉費は、前年度に比べ22.9%の減となっております。これは、身体障害者に係る在宅福祉サービス関係の給付費を社会福祉総務費で計上したことによるものでございます。

121ページ、目6、知的障害者福祉費は、前年度に比べ40.8%の減となっております。これは、知的障害者に係る在宅福祉サービス関係の給付費を社会福祉総務費で計上したことによるものでございます。

122ページ、目7、老人医療助成費は、前年度に比べ12.1%の減となっております。これは、平成16年10月の制度改正に伴う経過措置の対象者となっている方が減になったことによる医療費の減でございます。

123ページ、目8、身体障害者医療助成費は、前年度に比べ2.2%の増となっております。これは対象者の増によるものでございます。

124ページから126ページの、項2、児童福祉費、目1、児童福祉総務費は、民間保育所運営費補助金や保育所運営費負担金が主なものとなっておりますが、前年度に比べ、人件費を除き0.3

%の増となっております。

126ページ、目2、児童措置費は、前年度に比べ8.7%の増となっております。これは、主に児童手当の増額や児童扶養手当の受給者の増に伴うものでございます。

127ページから128ページの、目3、児童福祉施設費は、市立保育所4園の管理運営に係る経費でございますが、前年度に比べ9.9%の増となっておりますが、これは、主に非常勤職員等賃金の増によるものでございます。

129ページ、目4、母子福祉費は、前年度に比べ6.4%の増となっております。これは、主に、母子生活支援施設運営費負担金の増によるものでございます。

同じく目5、乳幼児医療助成費は、前年度に比べ19.2%の増となっております。これは、医療費助成の対象年齢の拡大に伴うものでございます。

130ページ、目6、ひとり親家庭医療助成費は、前年度に比べ10.2%の増となっております。これは、ひとり親家庭の増に伴う医療費の増によるものでございます。

131ページからの、項3、生活保護費、目1、生活保護総務費は、人件費を除き、前年度に比べ1.0%の増となっており、生活保護事務の執行に要する経費を見込んでおり、被保護世帯の増に伴うレセプト審査手数料等の増が主なものとなっております。

132ページ、目2、扶助費は、前年度に比べ6.4%の増となっております。これは、被保護世帯に対する扶助費で、被保護世帯の増を見込んだことによるものでございます。

134ページ、項5、災害救助費、目1、災害救助費は、前年度に比べ0.9

%の減となっており、災害救助法適用災害に係る遺族への弔慰金等でございます。

135ページからの、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費は、人件費を除き、前年度に比べ0.8%の減となっております。これは、事務執行に係る経費及び保健センター並びに休日応急診療所の管理委託料、また、各種団体補助金等でございますが、三次救命救急センターの利用者の減による負担金の減が主なものでございます。

137ページからの、目2、予防費は、前年度に比べ0.9%の増となっております。これは、市民健康診査、各種予防接種やがん検診、乳幼児健康診査費等でございます。

139ページ、目3、環境衛生費は、前年度に比べ4.7%の増となっております。これは、衛生業務係分室で使用するノートパソコンの購入を見込んだことによる増でございます。

140ページ、目6、斎場費は、前年度に比べ15.3%の減となっております。これは、市営葬儀、斎場及び葬儀会館等の管理運營業務委託料が主なものとなっており、市営葬儀委託料の減が主なものとなっております。

141ページ、目7、墓地管理費は、前年度に比べ2.1%の増となっております。これは墓地管理に係る経費でございます。

226ページに飛びますが、款11、諸支出金、項1、災害援護資金貸付金、目1、災害援護資金貸付金は、前年度と同額で、災害救助法適用災害に係る貸付金でございます。

以上、議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算所管分の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成18年

度摂津市一般会計補正予算第4号のうち、保健福祉部にかかわります部分について補足説明をさせていただきます。

それでは、12ページからの、歳入歳出補正予算事項別明細書の目を追って、主なものについてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、16ページ、款12、分担金及び負担金、項1、負担金、目1、民生費負担金の減額は、私立保育園入所児童数の減に伴うものでございます。

款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目3、衛生使用料の減額は、市営葬儀件数の減に伴うものでございます。

17ページ、款14、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、民生費国庫負担金の社会福祉費負担金の減額は、特定障害者特別給付費を、援護施設支援費から支出したことにより、支出の実績がないこと及び児童手当給付対象者の減など、事務事業の精査によるものでございます。

18ページ、項2、国庫補助金、目1、民生費国庫補助金の社会福祉費補助金の減額は、障害児者の居宅生活支援サービスの利用回数の減など、事務事業の精査によるものでございます。

19ページ、款15、府支出金、項1、府負担金、目1、民生費府負担金の減額は、先ほど申し上げました、特定障害者特別給付費の支出実績がないこと、及び児童手当給付対象者の減など、事務事業の精査によるものでございます。

20ページ、項2、府補助金、目2、民生費府補助金の減額は、コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業におきまして、コミュニティソーシャルワーカーの採用が当初の予定よりおくれたこと、及び住宅改造助成の件数の減など、事務事業の精査によるものでございます。

24ページ、款19、諸収入、項4、

雑入、目1、雑入の在宅高齢者日常生活支援短期入所・ナイトケア利用料の減は、利用回数の減によるものでございます。

続きまして、41ページからの歳出でございますが、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費の減額は、歳入で申し上げましたように、コミュニティソーシャルワーカーの採用が当初の予定よりおくれたこと、特定障害者特別給付費を、援護施設支援費から支出したことにより、支出の実績がないことなど、事務事業の精査によるものでございます。

42ページ、目2、老人福祉費から、44ページ、目4、母子福祉費まで、及び46ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目2、予防費の減額は、いずれも事務事業の精査による減額でございます。

目6、斎場費の減額は、市営葬儀件数の減によるものでございます。

目7、墓地管理費は、墓地管理基金利用者を墓地管理基金に積み立てるものでございます。

以上、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算第4号所管分の補足説明とさせていただきます。

○上村委員長 前田生活環境部長。

○前田生活環境部長 議案第1号、平成19年度摂津市一般会計予算のうち、生活環境部にかかわる主な事項につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、35ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目2、民生使用料のうち、文化ホールなど各施設の使用料は、前年度に比べ4.7%の減となっております。

39ページ、項2、手数料、目1、総務手数料のうち、市民課に係る戸籍手数

料等は、前年度に比べ15%の減となっております。この主な原因は、住民基本台帳ネットワークシステムにより確認できることが普及したため、住民票の写しの交付が減少し、その交付手数料の減によるものでございます。

目2、衛生手数料のうち、塵芥処理手数料は、一般廃棄物の焼却手数料及び臨時ごみ等の収集運搬処分手数料などでございますが、前年度と比べ5.8%の減となっております。これは、ごみの減量によるものでございます。

40ページ、鳥獣登録手数料は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に定める大阪府知事の権限に属する事務の一部を、本年4月から本市へ事務委譲されるに当たっての事務手数料となっております。

目3、農林水産業手数料は、土地現況証明手数料でございます。

46ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、戸籍住民基本台帳費委託金は、外国人登録事務に係るもので、前年度と比べ16%増となっております。

53ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目3、衛生費府補助金のうち、公害対策費補助金及び違法屋外広告物除去事務経費補助金は、委任事務等の補助金でございます。また、鳥獣飼養登録事務費交付金につきましては、大阪府からの事務委譲に伴う初期的経費に係る交付金でございます。

目4、農林水産業費府補助金は、農業委員会に係る府補助金で、前年度と比べて40.2%の減となっております。その主な原因は、数量調整円滑化推進事業費補助金と米穀流通消費改善対策費補助金が廃止されたことによるものでござい

ます。

目5、商工費府補助金は、地域就労支援事業での能力開発講座の拡充と、3市合同就職フェアによるものと、大阪府からの事務委譲に関する交付金によるものでございます。前年度と比べ237%の増となっております。

56ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金のうち、市民課に係りますものとして、人口動態調査に関する事務委託金及び電子証明書発行に関する事務委託金でございます。

61ページ、款19、諸収入、項3、貸付金元利収入、目2、中小企業事業資金融資預託金収入は、事業資金融資に伴い、市内の金融機関に預託しております元金収入でございます。

63ページ、項4、雑入、目1、雑入のうち、自治振興課に係る主なものとして、各種講座受講料、文化ホール入場料などを計上いたしております。

環境業務課に係るものとして、資源ごみ売却収入は、古紙、古布、缶、びん、ペットボトル等の資源物の売却収入を見込んでおります。

続きまして、歳出でございますが、82ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、都市交流及び国際交流に係る経費を計上いたしておきまして、前年度に比べ0.6%の増となっております。

85ページ、目11、防犯対策費は、前年度に比べ2.1%の増で、防犯灯の設置及び維持管理等に係る経費を計上いたしております。

88ページ、目14、自治振興費は、地区振興委員報酬、摂津まつり振興会補助及び地域活性化補助に係る経費が主なものでございまして、前年度に比べ0.3%の増となっております。

97ページ、項3、戸籍住民基本台帳費、目1、戸籍住民基本台帳費は、市民課業務に係る経費を計上いたしてございまして、前年度に比べ16%の減となっております。この主な原因は、住基ネットの第一次稼働機器のリースが満了したことによる借り上げ料の減少によるものでございます。

133ページ、款3、民生費、項4、生活文化費、目1、生活文化総務費は、摂津都市開発株式会社及び施設管理公社への、施設管理等の委託並びにフォルテ212・213の借り上げに要する経費が主なものでございまして、前年度に比べ2.5%の減となっております。

目2、文化ホール費は、文化ホールに係ります音響機器及び舞台照明装置等の借り上げ経費でありまして、前年度に比べ17.9%の増となっております。その主な原因は、ステージスピーカーを新たに借り上げることによるものでございます。

139ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目4、公害対策費は、前年度に比べ5.1%の増となっております。

140ページ、目5、環境政策費は、前年度に比べ38.7%の増となっておりますが、この主な原因は、大阪府からの事務委譲であります。鳥獣飼養登録等に係る事務事業の初期的経費によるものでございます。

142ページ、項2、清掃費、目1、清掃総務費は、前年度に比べ3.1%の減となっております。

143ページ、目2、塵芥処理費は、前年度に比べ3.8%の減となっております。

147ページ、目4、環境センター費は、焼却施設の運転維持管理に係る経常経費でございまして、前年度に比べ5.

2%の減となっております。

150ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費は、農業委員会に係る経費を計上いたしております。前年度に比べ0.3%の減となっております。

目2、農業総務費は、農業総務に係ります経費を計上いたしております。前年度に比べ31.6%の減となっております。

151ページ、目3、農業振興費は、前年度に比べ5.2%の増となっております。

154ページ、款6、商工費、項1、商工費、目1、商工総務費は、前年度に比べ2.7%の減となっております。

155ページ、目2、商工振興費は、前年度に比べ266.5%の増となっております。これは、通行量及び購買実態調査委託料と企業誘致奨励金の増によるものでございます。

157ページ、目3、消費対策費は、前年度に比べ3.8%の増となっております。これは、消費生活相談嘱託員の賃金及び賞与、時間外へのベースアップ分の増と、新たに発生しました消費生活相談嘱託員1名の交通費分の増によるものでございます。

以上、歳入歳出予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成18年度摂津市一般会計補正予算（第4号）のうち、生活環境部にかかわる部分につきまして、目を追って、主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、24ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入のうち、環境業務課に係るものとして、資源ごみ売却収入は、ペットボトルの売却単価アップによる増収を見込んで

おります。

次に、歳出でございますが、31ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目7、都市交流費は、中国蚌埠市友好交流事業に係る実績並びに旧国名連絡会議研修会の旅費等を精査し、減額するものでございます。

34ページ、目14、自治振興費の減額は、市民法律相談弁護士報酬等の精査並びに住民活動災害保障保険契約の実績に応じて減額するものでございます。

45ページ、款3、民生費、項4、生活文化費、目1、生活文化総務費は、本市斎場に勤務する施設管理公社職員が、本年3月末をもって退職することによる退職金を、同公社に補助するものでございます。

目2、総合福祉会館費は、総合福祉会館閉館による電気設備、侵入防止柵設置等の改修に伴う入札差金を減額するものでございます。

46ページ、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目4、公害対策費は、大気・水質の測定委託を一括入札したことによる差金を減額するものでございます。

47ページ、款4、衛生費、項2、清掃費、目2、塵芥処理費の減額の主な理由につきましては、経常経費の実績及び車両等の購入による入札差金を減額いたすものでございます。

48ページ、目4、環境センター費の減額の主な理由につきましては、経常経費の実績及び入札に伴う差金でございます。

50ページ、款6、商工費、項1、商工費、目2、商工振興費の減額の主な理由につきましては、委託事業並びに融資契約の実績に伴う差金でございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

○上村委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いします。

山崎委員。

○山崎委員 それでは、予算の項目によって思っているんですけども、代表質問できちんとお答えもいただけてないところとか、そういうことも含めてお聞きしたいと思いますので、関連することから前後することもあるかと思しますので、よろしくお聞きしたいと思ひます。

高齢化と格差が広がっていると言われていの中で、福祉、扶助費の増大が避けられない時代がやってきていると。財政危機も言われておりますけれども、格差の広がっているときこそ、税の再分配というか、使い方を考えて市民生活を支えるべきです。福祉、扶助の分野で、財政難を理由に削るということは許されないことだと考えておりますので、そのあたりでお話ししていきたいと思ひます。

まず、予算概要で、最初の部分は、48ページあたりですか、高齢者障害者福祉にかかわる分野で、今度、高齢者の福祉が後期高齢者広域医療という形に移行する制度がつくられていくわけで、その問題点をちょっとお聞かせいただきたいと思ひんですが、保険料は、今度、高齢者を扶養されている世帯全体で見なければいけないことになるのではないかと。つまり、子どもさんの世帯への負担がふえるという点をどう考えられているのかということと、また、広域になるということ、ほかの地域の医療費の増大という、摂津市には今までなかった負担がかかってくるということにならないかということですか、介護保険にかかわる部分も出てくると思ひますけれども、総合的な医療費の負担ですか、高齢者の負担がふえてくることによってもたらさ

れる高齢者の生活にかかわる実態をとらえるというか、そういうことを調査するとかいう意思がおりなのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

あと、代表質問でも取り上げてました、高齢者の虐待では、各種団体の連携とか発見・支援を多面的にというご答弁をいただいておりますけれども、この中身の具体的な方策というのをお聞かせいただきたいと思ひます。どういうふうに高齢者虐待の問題、啓発していったら、知らせていく、また、どう発見していくのか、防止策は具体的にどういうことかお聞きしたいと思ひます。

次に、障害者の分野ですけれども、利用者負担の軽減が、新たに上限負担が2分の1から4分の1と、これ国の制度ですけれども、市民税10万円以下の方に新たに上限負担が抑えられるということになって、実は、私も手続させてもらったんですけれども、施行わずか1年で府も国も対策せざるを得なくなってきたという、障害者自身の実態はどうかということをいろいろな団体が調査も依頼して、府や国も重い腰を上げて調べた結果、大変なんだと。障害者にとって負担が重いという現実が明らかになったことが背景にあると。この認識は、もう08年、来年にも見直しをするということになってますので、これを生かしていただきたいと思ひますけれども。

代表質問でも取り上げたんですが、この負担軽減ということをどう支えていくかということが問われていると思ひますけれども、障害者が必要なニーズと支援をどのようにとらえて、それを無理なく受けられるようにするにはどうすべきかということをお答えいただきたいと思ひます。

後の補正予算の部分で、障害者の部分

で言うと、見込みというか、違った、えらい減っていると思うんですけども、障害者の必要な介護というか援助というのをしっかりとらえられていないんじゃないかと思うんですね。

障害者の支援で一番要求の大きいものの一つに、移動支援というか、移動介護というのがあると思うんですけども、今度の障害者自立支援法では、外出の支援事業を、自治体の地域生活支援に組み込まれたと思うんですけども、そうすると、自治体の負担が大きくなっていく。それから、それに利用上限とか、外出内容を制限したりと、そういう利用抑制につながるようなことをやっておられないのかどうか。支援量の取り扱いについて、今度、制限というのをつけられていないかということをお聞かせいただきたいと申します。ですから、障害者の必要な援助というのをしっかり見ていただいているかと。それから、要らんとところに予測をするとか、必要なところが予測できてないとか。そういったことが、この補正の減額などでも見えるんじゃないかと思うんですけども、その辺もお聞かせいただきたいと申します。

自立支援で障害者の枠が見直されて、発達障害とか精神障害の対応、これ始まったばかりなんですけれども、医療機関と連携などに対応、問題が起きていないかをお聞かせいただきたいと申します。この枠がふえたことと、予算措置の内容のバランスというか、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

それから、概要の48ページの、社会福祉法人の介護特例補助金、これ、利用者負担を行った法人に助成をするという部分で、これ減ったやつ。これ何かシフトしたと聞いたんですけども、この辺、

しっかりもう一回お聞かせいただきたいと申します。

どうも、ざっと予算に照らして、施設の補助金がちょっと全体的に減ってきたんじゃないかなと思うんですが、私、ちょっと事前に支援事業と昨年の変更点を表にもらったんですけども、幾つか、総額的には大分ふえてるんですけども、施設補助という部分で減ったんじゃないかなということをお聞かせいただきたくて、それをちょっと教えていただきたいと思うんですが、短期入所支援費ですとか施設支援費、そういったことがちょっと減ったんじゃないかなと私感じたんですけども、よくこれ整理できてなくて申しわけないんですが、お願いします。

それから、後期医療システムのこの構築、これさっきも言っていました、委託のこれが3,600万円つくわけですけども、この具体的な使われ方というか、中身についてお聞きしたいと申します。

それから、55ページからの保育についてですが、代表質問でも聞いてましたけれども、保育の需要がふえているという認識はされてるんですね。多様な対応も迫られているということをお答えいただいていたけれども、それに対してどういう政策をとっていくのかということはお答えになっていないんじゃないかと思っております。

保育所の施設そのものとか、受け入れられる定員、受け皿そのものの拡充が必要なのではないかとお聞かせいただいたわけで、定員を拡大して今受け入れているということは緊急避難ではないかと我々聞いておるので、再度お聞かせいただきたいと申します。

56ページ以降の児童手当、これも事前に表にさせていただいたんですけども、対象が2,172人、19年度いらっしゃっ

て、増額1億3,000万円といただいたんですけれども、これは、予算書の方では差額は6,400万円だったので、これ資料の方で、現行の5,000万円も含まれていたというふうに考えたらよいのかどうか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

それから、また、支給を受ける際、また、何か新たな申請というのが必要になってくるんでしょうか。この児童手当の制度が変わったという変更の周知などをどのようにされるのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、国は、前年度の補正で、児童虐待の対策予算も打ち出しておるわけですけれども、児童虐待に対する本市の取り組み、それから、児童相談所との連携、国が一生懸命やろうとしていることに対しての対応はどうなっているのかお聞かせいただきたいと思います。

あと、59ページから、ひとり親家庭のいろいろ支援とかいうのも入ってますけれども、ひとり親家庭の相談で、代表質問の答弁で、就労とか医療、母子福祉資金の貸し付けとか、相談が多いということをお答えいただいたわけですね。つまり、経済的に困って相談に来られているという感覚が市の側に認識できるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

今、パブリックコメントもとられるという自立促進の計画では、国が生活保護費で母子加算とか、それこそ主張してますように、児童手当の削減をしながら、就労にかかわる支援金とか、就職をすれば、もしくは就職の活動にかかわれば支援金を出すというように切りかえていってるわけなんですけれども、国は。この就労支援が強調されているという、たしか、これは本市も同じような主張を

されたわけなんですけれども、この生活を支える方策にはなってないんじゃないかと思っております。

今、社会問題となっているワーキングプアのこの問題の中には、パートの方々も入ってるわけですね。パートを掛け持ちしてでもなかなか生活が支えられない。こういう母子家庭の実態がそこにあると思うんですが、就労させるといって、仕事をしていただければ事足りるというのではなくて、仕事をしてても生活できないというようなことがあるわけですから、本当に生活援助ができるような支援事業が必要なのではないかと思っておるんですが、いかがでしょうか。

それから、59ページからの、生活保護費、あと、43ページにも、ホームレスの自立支援負担金、これは府の事業じゃないかと思うんですけれども、このホームレスとか生活保護の問題で、大阪府の自立支援の活動、摂津市も相談が、どういう形で、どこで、何件くらい行われているかというのをご存じなんでしょうか。

それから、生活保護費の問題では、代表質問でもちょっと取り上げました窓口対応とか、それから、市民へのセーフティネットとしてのこの生活保護の制度というのをどういうふうに市民にアピールしているとか、知らせているのかというのをお聞かせいただきたいと思うんです。生活保護を受けている方への社会的な無理解が広がっているんじゃないかと思しますので、憲法25条を守るための、国の責任で行っている生活保護の制度なんだということを、ぜひ知らせていただきたいと思っております。

医療の問題では、代表質問でもちょっと聞かせていただいていた医師不足の問題なんですけど、市として医師を確保していく、地域医療へ医師を確保するという

か、方策をお持ちかどうかを伺わせていただきたいと思います。

きのうの本会議で、産科がなくても産んでくれているということの発言があって、議場で笑いも出ましたけれども、これ笑いごとじゃなくて、地域に産科がないということは、国会で我が党の小池議員が追及されてましたけれども、妊産婦みずからが車を運転して健診に出かけるというような問題があるんじゃないかということを書いておりましたけれども、こういう事態が本市でもあるんじゃないかと。産科の不足、医師不足の対策をお聞かせいただきたいと思います。

○上村委員長 山崎委員、予算書、もしくは予算概要の何ページ、その項目を言っていただいて、あるいは予算額を言っていただいて、その件について質問しますということを書いていただかないと、答弁する方があいまいになると思いますので、その辺、きっちりと言っていただいた上、質疑お願いします。

○山崎委員 はい、わかりました。

あと、続きで言うと、医療の問題では、がん対策なども、予算の充実が国では図られてるようなんですけれども、摂津市の方ではどうかということをお聞きしたいと思います。

予算概要の59ページからの、医療費助成の方はまた後ほどということもいけると思うので結構です。

68ページの環境問題、二酸化窒素、NO₂の簡易測定の前算が上がっているわけなんですけれども、この中身を、規模とか時期とか回数とか、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。同様に、その下の、騒音とか水質についても教えてほしいんですが。

この間、ダイオキシンの問題ですとか、3月まで延びているとか、それから、ダ

イヘン跡地の土壌からトリクロ、発がん性物質、これが出ているということ、環境問題としてどう対応していくのかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。土壌改良とか入れかえとかいうのも必要になってくるんじゃないかと思います。

それから、あと、71ページの、ごみ処理の問題で見てたんですけれども、代表質問でも、計画的な予算確保で焼却炉の改修というか、更新をしていかないかんのではないかということをお聞きさせてもらったわけなんですけれども、なかなかこの予算というか、計画というのが、そのもの自体が上がってきていないと思われるんですけれども、去年の市長答弁では、計画着手を、来年度、20年度からはもうしなくちゃいけないということをおっしゃっておられたわけなんですけれども、そういうのが予算に出てこない、計画が出てこないというのはどういうことかということをお聞かせいただきたいと思います。

けさほど、テレビで、小金井市で、もうごみ焼却炉が古くなって、この3月いっぱい閉鎖され、使えなくなると。もう早速、来月の4月からごみ焼却はできなくなる、そういうことで大変だというような報道をされていたばかりなんです。そこはもう20年前からわかっていたということで、そういう事態になっているということ、これを他山の石とせず、しっかり摂津市の方としても焼却炉の更新というのをやっていかないかいけないんじゃないかと思しますので、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

さっき言ったように、市長の答弁、来年度からはもう計画着手をしないといけないうのと、ごみを減らして、延命、延命というだけでは、ちょっとそこに矛

盾が起きてこないかと思しますので、お願いいたします。

それから、76ページの、産業振興の農業対策の分で、ちょっと疑問に思ったところで、職員が3人から2人にこれ減るんですかということを知ったら、今回退職される分で、また新たに入れられるということなので大丈夫ですという話を聞きましたので、これは結構です。

あと、77ページの、農業祭の補助についてなんですけれども、135万円という大きな形になっておりますが、このイベントを考えておられると思うんですけれども、大きくなったことの中身を教えてくださいたいと思います。

それから、81ページの、地域就労支援の事業、これ、府から87万円、これも同じようなイベントだと思うんですけれども、もらって、講座というか、フェア、委託や消耗品も多く見ておられますけれども、この事業の中身をイメージできるような、具体的な説明をお聞かせいただけたらなと思います。

それから、82ページからの、幾つか新規の事務委譲があるんですけれども、この中身についてもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

就労支援事業については、安倍内閣が再チャレンジということで、予算25項目、1,720億円、そのうち雇用関係が12項目で634億円という、国の予算でこれぐらいしかつけてないというお粗末なもんだと思うんですけれども、本当に本気に国は雇用対策やるつもりなのかと思うんですが、社会的に企業に雇用してくれということをしつかり求めていくということも必要だと考えておるんですけれども、この就労支援事業の中身とその効果というか、よく言われるんですけれども、この関係についてお考えをお

聞きしたいと思えます。

それから、同じく中小企業の金融対策事業、80ページになりますけれども、大阪府の制度もありますし、市の制度も金利が安いというようなこともお聞きしてまして、確かに、この金融の制度というのは非常に大切なもんだと思ってるんですけれども、なかなか中小企業の皆さん、お金のやりくりには非常に困っておられるということをお聞きしてございまして、国の調査でも、資本金1,000万円以下の小さな企業では、貸し渋りなどがあって、80.5%の方が大変だという実感するという水準にあるとしておられるわけです。

依然、中小企業の資金繰りが厳しいということは明らかであって、この資金繰りの円滑化が中小企業の命綱になっているという認識はお持ちだと思うんですけれども、これが、今、政府系の金融機関が統合とか民営化をされてきまして、公的な資金が、資金繰りの確保というよりも、制度の収支が健全化と、黒字にしていくという方向へ転換されてきているんじゃないかと思っているんですけれども、国は、信用の補完制度というか、転換に踏み込んできて、自治体が制度を一生懸命維持したいと言っているのに水を差すということになりかねないと思うんですが、赤字を出さない、収支を優先させるということを目的とする融資制度ではなくて、自治体として金融支援をする中での立場というのをお聞かせいただきたいと思います。

商工業の活性について、代表質問で、組織強化とかシステムの近代化とか、多彩な活性化対策というのをお答えいただいていたわけなんですけれども、それをちょっと具体的にお答えいただきたいと思います。

ひだまりとキッズポテト、空き店舗の利用はよくわかりましたから結構です。それ以外の部分で、商工業の活性対策をお聞きしたいと思っております。

それから、あと、82ページの、消費生活の相談ルームの事業というのがあります。ここにあわせて、多重債務の相談も一生懸命やってもらえたらどうかということ共産党の質問でもさせてもらったんですけども、今、多重債務の問題をどうとらえておられるのかということをもっとお聞きしたいと思うんですけども。というのが、年末の国会で、グレー金利が撤廃されると、収入の3分の1以上は貸せないという制限が加えられることによって、市中金融の4番手、5番手以下のところはもう廃業していくと。大手も合理化、リストラで撤退を始めているというのが今の現実です。もう3月末には大分リストラが進むと、サラ金ですね。それがそうになると、ヤミ金とかローンのまとめ屋さんとかいう方が犯罪行為を行う業者がふえてくると。困った方がそういうところに手を出していくと。代表質問の中では、借り手の責任というようなことが市長の答弁にありましたけれども、そういう認識とは違って、もう犯罪組織が動き出すということは、被害者に消費者がなってくるというケースがふえてくるわけなんです。取り締まりの強化はもちろんなんですけれども、消費生活の相談される方ですとか、民生委員さんとか、生活相談にかかわる人たちへ、ヤミ金の恐ろしさとか巧妙さとかというのを知らせる活動とか、啓発の活動なども重要になってくると思うんですけども、この違法な貸し付け業者に対する対策なども考えておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、あと、一般会計の補正予算

の方の、41ページで、社会福祉総務費、先ほども触れましたけれども、介護とか障害者の援助とかいう部分で、訪問介護の利用の助成とか、たくさん不用額が出てきているわけなんですけれども、見込み違い、その実態にあってないということも大いにあると私は思うんですけども、それ以上にまた利用抑制はなかったかどうか、その辺も、だからしっかり利用者のニーズをつかめているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それから、同じく補正の、保育所の運営費の負担ですか、44ページ、補正予算で、ここも減っておるんですけども、この金額、ちょっと大きいようなので、これも中身をもうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

○上村委員長 答弁をお願いします。

前川参事。

○前川生活環境部参事 それでは、環境測定の関係についてご答弁申し上げます。

環境測定に関しましては、大気関係で、簡易測定でNO₂の測定を実施いたしております。

これにつきましては、年4回、16か所で実施いたしているところでございます。これは、大阪府の常時監視の測定局がやっぱり1か所であるために、それを補完する意味で、市域1平方キロ当たり1か所をめどとして測定いたして、市域の状況を把握しているものでございます。

また、水質におきましては、河川採水ということで、市域の9河川について、年4回、8項目について測定を実施いたして、経年変化を見ているところでございます。

これら2点につきましては、業者委託という形で、委託料を組んで実施しているところでございます。

また、騒音につきましては、我々の方

で実施しているもので、年に1回、一般環境騒音につきましては、18地点で、朝、夜の時間帯で実施いたしております。

ちなみに、環境基準の達成率なんですけれども、道路に面しないところについては、大体67%、道路に面しているところについては33%程度の達成率となっております。

それと、三箇牧水路のダイオキシン対策の関係なんですけれども、昨年、大阪府の方で詳細調査が行われまして、最大4万4,000ピコグラム、ダイオキシンが検出されたということで、今現在、大阪府において、底質の除去作業が実施されておきまして、年度内には工事が完了するというふうにはお聞きいたしております。

また、原因究明につきましては、府の専門部会において、現在、慎重審議されて、3月にも第4回目の検討部会を実施されるということで、鋭意努力されております。

それと、もう1点の、ダイヘン用地の土壤汚染の関係なんですけれども、これにつきましては、事業者の方で、大阪府条例に基づきまして、3,000平米の敷地で該当するということが調査された結果、有機塩素系溶剤、全体の4万2,000平米のうち、100平米について汚染が見つかったということでお聞きしております。去る3月6日に府の方で公示されております。

今後の対応といたしましては、府の指導を受けて、今後、事業者において除去作業が実施されるということで、除去方法につきましてはいろいろあるんで、今後検討していかれるであろうということでお聞きしております。

除去された後、2年間については、監視時期という形でモニタリングをされる

と。2年たてば、問題なければ、監視区域の解除という形になろうかということでお聞きしております。

○上村委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 環境センターの焼却炉の更新についてでございますが、焼却炉の耐用年としましては、現在のところ平成30年ぐらいと考えております。

将来の焼却炉の更新につきましては、循環型社会形成推進交付金制度にのっとりまして、ごみの減量、再利用、再生利用の設備を備えた施設計画が必要でございます。

交付金を受けるためには、ごみ処理基本計画の策定やアセス等、事務的な手続から施設完成まで約10年以上の期間が必要と考えられます。

さらに、整備用地の周辺の住民合意を得るための手続に一定の期間を要すると予想されますので、できるだけ早い時期に更新についての方針を立てることが必要と考えておりますが、本市としましては、更新についての厳しい立地条件を踏まえまして、従前からごみ処理の広域化に向けて努力いたしておりますが、ごみは自己処理が原則であること、市民感情があることなどの困難な問題がございます。今後とも、ごみ減量を通じまして、焼却炉の稼働率を下げるとともに、適正な補修を行い、延命化を基本としまして、広域化の動向や焼却炉の稼働状況を見ながら、更新の時期を見きわめていく必要があると考えております。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 医師不足のご質問、それから、がん対策の予算の充実についてご答弁させていただきます。

全国的な医師不足は非常に深刻な状況に陥ってきておりまして、日々、報道等でも目にしない日はない状況でございます。

すが、全国市長会や大阪府市長会等々へ医師の確保に関する要望について出させていただいております。しかしながら、非常に根が深い現状がございまして、摂津市としまして、具体的に医師を確保する方策というのを持ち合わせていないというのが現状でございます。

それから、がん対策の予算の充実についてでございますが、平成18年度に、子宮がんと乳がんの検診受診者枠を広げるということで、予算を増加いたしました。平成18年度、今年度の現状といたしましては、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、それぞれ受診可能人数と実際の受診者数との関連を見ますと、まだ余裕があるというのが現状でございます。そのような現状を踏まえて、平成19年度は予算の増額を行っておりません。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 予算概要48ページの、社会福祉法人介護特例補助事業についてのご質問にお答えします。

18年度当初予算、849万6,000円のところが、19年度は179万9,000円ということで、大幅な減ということになっておるわけなんです。これにつきましては、事業の実績から精査したための減額ということでありまして、施設に対する補助を減らすといった意味ではございません。

この補助の制度自体が、国庫補助事業として行っておるものなんですけれども、介護サービスの中でも、いろいろな提供主体があるんですが、そのうち、社会福祉法人が実施されるサービスについて、一定の要件を満たす低所得者の方の利用料及び居住費、食費等に対して、法人の方が軽減されたという場合に、それに対して市が補助を行うという仕組みになっ

ております。

ただ、補助が行われた場合に、すべて市からの補助対象になるのかということではなくて、この法人が利用者に対して軽減した額が、本来、法人として得られる収入の1%を超えた場合といったような要件がございまして、なかなか対象者が少なかったり、利用のサービスの量が少なかったりということでありまして、市からの補助の対象になってこないというようなものでございます。

18年度当初では、最大限に対象者とか利用の回数を見込んで、すべてが補助の対象になるというような形で予算計上をさせていただいたんですけども、この点、実態にあわせて精査したのが19年度、あるいは18年度の今回の補正ということになっております。

制度がシフトされているということのご指摘があったんですが、これは、17年度の特例ということで、17年の10月に、一部、居住費、食費の負担の制度改正がございました。その中で、特養のユニット型の個室については、制度改正により施設側の方の収入の減があるということで、それを補う意味での特例措置がありましたが、これは、18年度から介護報酬の改定で解消されておるということで、その部分の特例はなくなっております。

それから、あわせて、訪問介護の利用料の助成などとも合わせて、利用者のニーズがつかめていないのではないかとというようなご指摘もございました。その中で、いずれ、この社会福祉法人の補助制度、それから、訪問介護の利用料の助成制度も、いずれも国庫補助の事業に基づいて実施しておるわけなんですけれども、確かに、利用実績を見る限り、担当としましても効果的とは言えない状況もあるの

ではないかなということ、これは、これまでから、北摂のブロック会議であるとか、あるいは大阪府のワーキング等でも、低所得者といいますか、生活困窮の方への支援といいますか、補助のあり方というのを検討は続けておるところですが、まだ解消というか、改定には至っていないという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○上村委員長 五里江センター長。

○五里江環境センター長 先ほどの、更新につきまして、19年度予算を計上していない、なぜかというようなご質問がございましたので、補足してご答弁申し上げます。

具体的に、炉の更新計画を、予算を計上するところまで検討が進んでおりませんので、19年度予算には計上いたしておりません。しかし、今後とも継続してその辺のところを検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 ホームレスの自立支援事業に関してでございますが、本市につきましては、このホームレスの自立支援事業、この部分につきましては、具体の中身といたしましては、大阪府の社会福祉協議会に業務を委託いたしております、ほぼ月に1回のペースで、いわゆる個々のホームレスのところを訪ねて、実態把握、また、時には保健師を同行して健康状態のチェック、そういう中で、必要であれば病院等の指導もさせていただいているというような状況でございますが、ちなみに、本市の中でのホームレスの状況でございますが、今、持っておりますデータで申しますと、3年ほど前の16年7月、この段階で、本市域で45名おられたわけでございますが、

直近の数字で申しますと、昨年の7月段階の数字でございますが、29名ほどに減っておるような状況でございます。

それから、2点目の、いわゆる生活保護の問題ですが、これにつきましては二つほどご質問をいただいておりますが、まず、1点目の、窓口対応の問題でございます。

これにつきましては、窓口へ直接お越しになる方、また、電話等でご相談される方があるわけでございますが、いずれにいたしましても、お問い合わせをいただいた場合につきましては、私の方にすべて報告が回ってきております。内容にすべて目を通しているわけでございますが、ご本人からのご相談もあれば、ご家族の方、また知人の方、さまざまな状態でございますが、おおむね、窓口での対応は適切にできているものというふうに考えておりますが、常日ごろから、職員に対しては、さまざまな事情をお持ちで窓口に来られるわけでございますから、十分、どういう事情なのかということでお聞きする中で、適切な対応をするようにということで指導いたしておりますので、その点、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、いわゆる生活保護を現に受けている方についての市民へのPRというようなことでお問い合わせいただいているわけでございますが、結論から先に申し上げますと、その部分については、具体の対応は実はいたしておりません。ただし、お電話等いわゆる保護世帯のことについてお問い合わせをいただく場合がありますので、それについては、個別の具体論の、お名前を申し上げるわけにはまいりませんので、生活保護の趣旨なりを申し上げて、ご説明を申し上げ、理解を求めているということでございます。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、高齢者障害者福祉課に係る分につきましてご答弁申し上げます。

まず、後期高齢者の医療制度につきまして、子どもの世帯の負担がふえるのではないか、それから、他地域での医療費の増大等が市の負担に回ってくるのではないか、あるいは総合的な医療費の負担について、調査の意思があるかどうかというご質問だったかと思えます。

まず、子どもさんの世帯の負担についてでございますが、子どもさんの負担は増加しないというふうに考えております。

子どもさんの扶養等に入っておられまして、今まで保険料を負担する必要のなかった高齢者で、保険料に新たに負担が生じる方は、摂津市で約700人というふうに予想しております。ただし、2年間につきましては、これらの人の保険料につきましては2分の1にとどめるという措置がとられる予定となっております。

ただ、現実問題としまして、そういった高齢者の方の保険料を子どもさんが実際に負担されるということはあるかもわかりませんが、制度上としましては、子どもさんの負担がふえるということとはございません。

それから、他地域の医療費の増大と、総合的な医療費の負担の問題につきましては、ちょっと現時点では、後期高齢者医療制度も含めまして、新しい医療制度改革でどのようになるか、少し予測ができない部分がございますので、若干、その内容につきましては、ちょっと答弁が今の時点では困難かなというふうに考えております。

また、調査につきましても、ようやく今準備段階に入った段階でございますので、まだその辺のことについては具体的

な検討もしておりませんので、今後また検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、高齢者の虐待の問題でございますが、去年の4月に高齢者の虐待防止法が施行されまして、それ以降、本市におきましては、講演会やリーフレットの全戸配布等を通じて啓発活動に努めてまいりました。

こういった取り組みを踏まえまして、本年2月16日に、庁内機関も含めまして、16機関からなります、高齢者の虐待防止のネットワークを設立したところでございます。これは一応代表者会議ということで、今後、実務者会議についても開催してまいりたいというふうに考えております。

それから、具体的な発見や虐待防止の方策ということでございますけれども、18年度12月末現在でございますけれども、市の方に虐待が疑われるという形で通報がありましたのが16件となっております。

その把握経路を申し上げますと、警察が5件、民生委員さんが3件、それから、サービス事業所から3件、家族・親族から2件、それから、知人から2件、本人から1件ということでございますので、やはりこうした実態を見たときに、民生委員さんや事業所、それから、知人ということが結構割合を多く占めておりますので、やはりこういったところが今後も発見の主体になるかというふうに思いますので、このあたりにいかに啓発を強めていくかということになるかというふうに思っております。

具体的には、やはり一つは窓口を明確化するというところで、高齢者障害者福祉課の方が一応窓口になりまして、介護保険課や健康推進課と連携して取り組みを

進めていくという形で、この間の代表者会議でも明確にしたところでございます。

それから、やっぱり防止の一番の方策は、介護保険等に基づくサービス利用をしていただくということが、一番の防止の方策だと思いますので、特に、高齢者だけの世帯とか、そういったところに対する見守り等の活動について強めていきたいというふうに考えております。

続きまして、障害者自立支援の関係で、負担軽減はされたけれども、障害のある方のニーズを十分とらえていないのではないかというご指摘でございます。その一つの例といたしまして、移動支援のことが取り上げられましたですけれども、17年度と18年度の実績を比較いたしますと、17年度につきましては9,234時間、18年度につきましては、これは1月末までの11か月分ということになりますけれども、1万1,886時間という形で実績がふえております。

今回、補正の方では、障害児の短期入所について減額をさせていただいておりますけれども、これは、いわゆる小学校4年生以降の、学童保育を受けられない方に対して、現在、ガイドヘルプサービスで対応している部分がございます。その部分が当初の見込みよりそれほどふえなかったということが原因でございます。

それから、利用目的や利用量の制限についてでございますが、摂津市の場合は、従前から利用目的ですとか、それから利用量、いわゆる利用時間の上限を設けたりといったことはいたしておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、自立支援法に伴いまして、発達障害や精神障害の方もサービスの中に組み込まれたということでございますが、発達障害の問題につきましては、自立支援法等に基づく現行のサービス内容

を見ましても、基本的には福祉に関しましては大阪府が対応すべきもので、発達支援センター等の整備とか、そういった内容になっております。

本市におきましても、高槻市にありますそういった施設の方へ、いわゆる児童デイサービスという形で通っておられる方等がいらっしゃいます。

今後は、摂津市におきましても、自閉症を持つ親の会などが結成されたこともございますので、そういったところと一緒に勉強しながら、今後の市の取り組みについて検討してまいりたいというふうに考えております。

精神障害につきましても、これは市内に医療機関が1か所ということもありまして、作業所やグループホーム等については整備されておりますが、社会資源が少ないということもございます。また、一方、ホームヘルプサービス等につきましても、前回の議会で補正をお願いしましたように、ホームヘルプサービス等の内容が精神障害者の方のニーズに合っていないのではないかとということで、市としましても、大阪府の意向を受けましてモデル事業等に取り組んでおるところでございますので、そういった取り組みを踏まえて、ニーズにこたえられるように今後も努力してまいりたいというふうに考えております。

それから、施設を使ったサービスが少し減っているのではないかとご指摘でございます。

確かに、短期入所を見ますと、17年度と18年度の実績、18年度は11か月分でございますが、若干減っている部分もございます。これは、ニーズを十分踏まえていないのではないかと、あるいは利用者負担の問題というよりは、摂津市の場合、やはり、例えば知的障害の方で、

親御さんの介護を受けておられる方で、親御さんがけがをされた場合とか、いわゆるショートステイやけれども、ロングステイみたいな形で、ショートステイを長期で使われるような場合がございます。そういった方が実際にいらっしゃるからいらっしゃるから、かなり数字が変わってまいりますので、その辺が大きいと思います。

補正予算では、児童と知的障害者の方の短期入所を補正させていただいておりますけれども、これは、市立施設は別途になっておりますので、あくまで市外の施設の利用が、当初想定したより少ないということでございます。

それから、後期高齢者の医療システムの委託の内容でございますけれども、市に係るシステムの構築ということございまして、具体的な内容につきましては、住基との情報連動、それから、税情報との連動、徴収保険料の消し込み、特別徴収の一本化、それから、高額の計算の一本化、それから、検診結果連動等の内容となっております。

それから、補正予算の方でかなり減額があるということで、これは、当初の利用見込み等につきまして、過大に見込んでいた分がありましたことにつきましては、今後気をつけてまいりたいというふうに思っております。

ただ、一つの典型的なサービスになりますホームヘルプサービスをとりましても、先ほど、17年度と18年度を比較しますと、17年度は1万14時間、18年度につきましては、11か月で1万110時間ということで、既に17年度の実績を超えておりますので、全体としてサービスの利用量が減っているのではなくて、当初の見込みが少し多くて、そこまでは利用量が伸びなかったという形

で理解をいただきたいと思います。

○上村委員長 中井参事。

○中井産業振興課参事 予算概要77ページの、農業祭実行委員会補助金の質問についてお答えいたします。

農業祭実行委員会補助金の増額の理由といたしましては、農業祭の会場を総合福祉会館から市役所前駐車場に会場変更したことに伴うものでございまして、テントの増によるレンタル料、それから、電気トラブルが起これば、広く庁舎全体に影響が出ないように、安全性を確保するために電気ボックスの設置、それから、会場で市民に腰をかけてもらうための縁台の設置、案内表示板の充実、それから、品評会会場として、ポリテクセンター関西の、多目的棟及び模擬店の準備場所といたしまして、鶴野会館の使用料等で、合計60万円の増額をお願いしたものでございます。

今後も、摂津市の農地・農業を守るためにも、また、市民から喜ばれ、多く参加していただける農業祭にしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 まず、補正予算の44ページ、民間保育所運営費補助金、保育所運営費負担金の減額についてでございます。

平成18年6月から、民間保育所が1園創設、そして、1園、建て替えによる定員増ということになりまして、あわせて120名の増員となっております。

その増員に対しまして、115%の受け入れということで、18年度予算につきましては、予算計上を行ってございましたけれども、6月に開設いたしまして、すぐに定員全員を受け入れるという形ではなく、段階的に、定員の受け入れを進

めてきましたこともありまして、115%の運用まで至ってはおりません。

また、ほかの園からの転園の受け入れというようなこともございましたので、全体の保育所の入所児童数といたしまして、当初の見込みよりも下回ったということによりまして、民間保育所に対しまして運営費の負担金が減額いたしましたこと。そしてまた、それに伴いまして、補助金が下回りましたということによるものでございます。

次に、このことにも関連いたしますけれども、保育需要の増に対する対応ということでございますが、確かに保育所を希望される方はふえていってはおりますけれども、2月の保育所の入所の状況、また、お申し込みの状況、そして、待機の状況を見ますと、現在、公立民間合わせまして、入所者数が1,744名になっておりまして、定員が1,585名、115%の受け入れを行いますと、1,822名まで受け入れられるということになっております。

お申し込みのあった方すべてを待機という形でとりますと、今、81名の方がいらっしゃるけれども、この81名の方のうち、現在既に保育所にお入りになっていて、転園を希望されているという方もこの中にはいらっしゃいます。そして、また、簡易保育所にお入りになりながら、民間の保育所を希望されているという、そういう方もいらっしゃいます。

そういう方も含めると、この総定数の中に81名の方が入っていただけということで、新定義といたしましては、待機の状況がゼロというような計算の仕方になることになっております。

115%が緊急避難的なもので、やはり115%の運用を考えないで、受け皿そのものの拡充はどうかというご質

問でございましたけれども、18年度に120名の定員の拡大を行ったところでございますが、定員に対しまして就学前児童の割合といたしましては、普及率29.6%に上がっております、府下でも高い方になっておりますので、現在のところ、お申し込みの状況ともあわせまして、今の状況で対応をしながら今後を考えていきたいというふうに思っております。

次に、児童手当の問題でございますが、今回、3歳未満児、今まで、3人目のお子さんだけ1万円の手当だったものが、3歳未満児すべてに対して1万円というふうに、一人目、二人目のお子さんが5,000円から1万円に増額ということになっておりますが、その制度に伴いまして、新たな申請が必要かというご質問が一つございましたが、これにつきましては、児童手当を受給する方自身は同じでございますので、新たな申請は必要とはなっておりません。今のままの形で1万円に増額になるというものでございます。

また、変更の周知についてでございますが、これにつきましては、広報せつつの5月1日号でお知らせをするつもりにいたしております。また、国の方からポスター等の掲示も予定されておりますので、そういうことによりまして周知していきたいというふうに考えております。

それと、この制度改正に伴いまして、大体、1億3,000万円の増が見込まれておりますけれども、今回、予算書におきましては、約6,400万円の増ということで計上させていただいております。これにつきましては、補正予算のところ、18年度予算、当初予算に比べまして、人数の読み込み違いもあったということで、8,800万円の減をいたしておりますので、そのことと、それから制度改正とをあわせまして、6,40

0万円の増というふうにご理解いただけたらというふうを考えております。

約6,400万円の増と8,800万円の減を合わせますと、大体1億5,000万円ほどの増になるかと思えますけれども、制度改正分が、先ほど言いましたように、1億3,000万円、そしてまた、人数等の調整によりまして、2,000万円の増という形で、合わせたものとして計上をさせていただいております。

次に、児童虐待への取り組みというご質問でございますが、これにつきましては、児童虐待防止連絡会というネットワークを、いろいろな関係機関でつくっております。代表者委員会、実務担当者会議、そして、隔月の相談会などで取り組みを進めております。

この定例的な会とは別に、個々のケースにつきまして、関係機関が集まりましてケース会議というものを随時持っております。どのケースにどういうふうに対応していくのか、具体的な会議なども行っております。

子ども家庭センターとの連携というお話でございましたが、この連絡会の一員という形での連携もございますが、一つ一つのケースにつきまして、通報があった段階で、各機関と連携をしながら、その通報のあった事例に当たっていくわけでございますが、必要に応じて、子ども家庭センターと連絡をとりながら進めているというところでございます。

次に、ひとり親家庭の問題でございしますが、経済的困難の認識についてお話がございましたが、昨年8月に、児童扶養手当を受給されている方と、また、ひとり親医療を受けていらっしゃる方を対象といたしましてアンケートを行いまして、そのアンケートも含めた上で、ひとり親

家庭自立促進計画を策定しているわけですが、そのアンケートの中で、最も困っていることといたしましては、収入が少なく、生活が苦しいということが約39%出されておりました。また、自由記述の中でも、最も多かったものとして、収入とか就労に関することとございました。

そういうようなことから、経済的に困難を抱えていらっしゃる、生活が大変厳しい状態に置かれていらっしゃることは十分に認識はいたしております。

ただ、就労支援強調という形になっているのではないかというお話でございましたが、このアンケートの中にも、また、母子の方とお話する中にも、やはり安定した就労を得て、安定した生活を送っていきたい、そういうふうにお考えであると思っております。

その安定した就労に結びつく支援をどうしていったらいいのか、そのことが、本来、この自立促進計画の重要な柱ではありますけれども、この中で、今回の計画に載せていただいておりますのは、いろいろご相談があった場合に、その相談先もどこへ出したらいいのかわからないという方も、1割ぐらいの方もいらっしゃいましたので、まず、どこへ何を相談しにいったらいいのか。そして、その就労へ向けたご相談についても、例えば、保育所のご相談にあわせて、自立支援員が就労についてのご相談に乗りながら、また、地域就労支援のコーディネーターとも連携をとりながら、どうしていけばその就労に結びついていけるのか、いろいろほかの機関との連携も図りながら、今まで、その窓口、窓口で、なかなか連携が十分でなかった部分もあったのではないかと思いますけれども、その連携した対応をとりながら、就労支援に向けて

の支援、また、ほかのいろいろな困りごとに対する相談などについても対応していきたいというふうに考えております。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 まず最初に、81ページ、地域就労支援事業の中身とあわせて、効果についてご説明させていただきます。

まず、次年度の中身でございますが、3講座プラス新たな1講座を用意しております。パソコン活用を目指したシステムアドミニスト講座、それから、高齢者介護対策として、福祉住環境講座、販売面の資格の強化を目指した色彩検定等3つの講座を行ってまいりますとともに、新たに就労の基本とも言われるパソコン講座を開催していきたいと思っております。

また、これまでどおり、一般並びに障害者の就職フェアを行う中、ことしは、広い広範囲でのマッチングを目指しました3市合同の就職フェアも開催してまいります。

これらに対する効果でございますが、まず、講座に対しましては、若者、また生活保護者、母子家庭の母親等の弱者への対する資格の取得を目指し、就労条件を上げるとともに、就職フェアにつきましては、ハローワークに行かなくても、身近なところで求人・求職活動のマッチング、環境づくりを目指すものでございます。

それから、82ページ、大阪府からの事務委譲に伴います新規の事務でございますが、これは、平成9年4月、大阪版地方分権推進制度に基づく事務委譲で、今回は、関連する事務をパッケージ化し、一括した事務委譲が目指され、地域での総合的な行政主体としての市町村の権限が強化されるとともに、申請手続等の利便性の向上や、ワンストップ化などのサー

ビスの向上が期待され、委譲されるものであります。

産業振興課におきましては、まず、産業振興部門と消費部門の二つのパッケージが委譲される予定で、産業振興部門では、本市商工会における会費や所在地の変更で代表される約款変更等の受け付け事務を行う商工関係、それから、本市の活性化事業と連動した、アーケード設置に代表されます、商店街の整備計画の受け付け事務を行う商店街関係、そして、市内工場、または、事業所の新增設における緑地環境施設に関する届け出の受け付け事務を行う工場立地法関係の計3事務でございます。

消費部門は、衣類や電気機器等、通常生活に供する90品目について、販売事業者等が表示の標準を守っているかどうかを確認するため、店舗等への立入検査及び調査を行う家庭用品品質表示法の関連事務と、トイレットペーパーなど、国が指定する国民生活にかかわりが深い物資の買い占め等がされたときに、指導・指示をする国民生活緊急措置法関連の計2事務を委譲されるものであります。

以上の事務委譲に必要とされる人件費、関係法令集、専門書、受け付け印やファイル等の事務用品、そして、備品としてのロッカー等が100%の補助を受けるものでございます。

それから、80ページ、金融対策でございます。

本市の中小企業金融対策事業は、市内の中小企業者の健全な発展のために必要な資金を融資するもので、市が金融機関に貸し付け原資の一部を預託し、大阪府中小企業信用保証協会の100%の保証を受けて、金融機関が、市の定める融資条件で融資し、その後、借入金完済後、本市が保証料の全額、利子の2分の1を

負担するものでございます。

このような中、国におきまして、金融機関との責任共有を前提に、信用補完制度の見直しが進められ、この平成19年10月をめどに、現在の金融機関と保証協会の間で締結する割合が、これまでの融資残高の100%協会保証から、事故が起きた場合、保証協会は80%、残り20%は金融機関の債権として、代位弁償の対象となることが決まりました。

これまで、北摂ブロックの担当融資会議や市長会を通して、事務継続の要望活動を継続してまいりました結果、(仮称)大阪府市町村連携型中小企業融資制度が創設される予定で、引き続き、本市としましては、借入金完済後の保証料の全額、利子の2分の1の負担というスタンスを堅持してまいりたく思っております。

それから、80ページ、活性化事業の空き店舗依頼のメニューということなんですけれども、全国的に、この空き店舗活性化対策事業が全市の目玉となっております。

その他としましては、ソフト事業といたしまして、香千商店街や正雀本町、正雀駅前商店街のさまざまな売り出し会の費用の事業補助を行ってまいります。

また、千里丘ことぶき商店街、千里丘商業協同組合、正雀駅前並びに本町商店街の街路灯に対しての電気代の1年間の半額補助を行ってまいりたく思います。

また、新たに、ただいま、公衆浴場の5団体の皆様が、何とか地域とともにできる事業をということで、今協議中でございますので、その方に向けても補助をしていきたいという形で、現在協議を重ねているところでございます。

最後に、82ページ、消費生活でございます。

先般、代表質問でも取り上げられまし

たけれども、滋賀県野洲市では、市民生活や教育・環境・交通・健康等、多岐にわたる関係18課の43部門が連携する中、市民人権相談窓口ネットワークという組織を構築され、多岐にわたる相談を各部門の連携のもと対応されております。

本市におきましても、摂津市相談業務等連絡会を設置し、13課、27部門によって連携を進め、相談業務の充実を図っており、その相談者が求める内容の窓口への誘導も図り、総合的な支援を行っております。

現在、消費生活相談ルームが多重債務者の相談を受けた場合、生活面の支援として、相談者の求めにより、とりわけ、生活保護受給に向けた取り次ぎを行うこともありますが、何よりも、任意整理、特定調整、個人再生、破産等の手続は弁護士等の指導が必要で、相談ルームでは対応できません。現在、大阪府の専門弁護士による無料相談所を主に紹介しておりますが、このような債務を専門とする弁護士の数や相談体制は、まだまだ充実させていかなければなりません。現在、金融庁、総務省によるアンケート調査が来ておりますが、市町村の連携とともに、大阪府の指導的役割も求めながら、この両輪で広域的な業務を行っていききたいという要望を、各市とともに行ってまいりたく思います。

また、あわせて、ヤミ金融業者に負けない消費者づくりに向けて、老人クラブや自治会組織等の連携も一層深めながら、現在行っております消費生活出前講座での啓発に加え、何よりも、問題の未然防止に努めてまいりたく思っております。

○上村委員長 暫時休憩します。

(午前11時49分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村委員長 再開します。

山崎委員。

○山崎委員 午前中のご答弁に従って、また、再度お聞きいたします。

ご丁寧な答弁いただきましてありがとうございます。

まず、私の質問の順番でいかせてもらいますけれども、高齢者虐待のお話もしっかりお答えいただきましたが、16件の通報の件数、中身も説明していただきました。しかし、中身ですね、実際、虐待があったのかどうだったのかということをお聞かせいただけてないので、この中身の方で、16件すべて問題があったのか、どういう対策をとられたのかということなどもお聞かせいただければと思います。

本当にいろいろなケースというのを想定して情報を集めていかななくてはならない分野だと思います。調査というか、どういうふうに調べていくのかということも、あわせてお聞かせいただければと思います。

それから、障害者の方でもそうなんですけれども、医療実績が非常に上がっているということは、だから、私もそう思ってたんですけれども、この需要と実際の現場の調査というのをどういうふうに考えておられるのかということをお聞かせいただきたいと思うんです。

先ほどの、48ページの、介護特例補助金にしても、対象が出なかったということなんですけれども、この1%以下という部分では、介護施設へのしわ寄せになっていないのかということなども、あわせてつかんでおられるのかということもお聞きしたいと思います。

あと、保育については、新定義で、待機児ゼロということなんですけれども、さっき言われてましたように、実際は、待機の81名の方が希望する園に入れな

いという状態があるということをしかり見ていただかないといけないと思うんです。数字的にはよくつかんでられるのかもしれないんですけども、ご兄弟で別々の保育園に行かないといけないてなことが起きているんじゃないかということもお聞きしてますので、この辺をどう考えるのかということ、再度聞きたいと思います。

それから、児童虐待の問題でも同じなんですけれども、いかに未然に防止していくかということも考えないといけないという意味では、調査というか、調べていくという、現場の状態をしかり見ていくということが必要なんじゃないかと思います。

すべての面で、問題の調査というのが必要じゃないかと思いますので、その辺をお聞きさせていただければと思います。

生活保護の問題でも、先ほどちょっと、生活保護を受けている方への無理解という話をさせていただいてるんですが、生活保護の制度に対する無理解が広がっているんじゃないかと思いますので。

例えば、本来なら、もう生活保護を受けてもおかしくないような方が救助できていない。いろいろ、その方の、そりゃもう自分の意思で受ける、受けないというのはやらないといけないんですけども、生活保護というのは、もうほんまに困窮してでないとなかなか来ないというようなこともあると思うんですが、本来、受けられるというか、可能な方は、文化的な生活を追求するための自分の権利として生活保護の申請もできるということの認識というのを市民に知らせていくということも大切なんじゃないかと思うんです。そういったことも知らせられるのかということをお聞きしたいと思います。

それから、ホームレスは減ったということでもありますけれども、市の方としても、府任せにするのではなくて、市民生活を見守る中で、ホームレスの問題などにも取り組んでいただきたいと思います。これは要望でいいですが。

それから、医療の問題では、医師不足について、市がとるべき策というのは、基本的にはないというお答えでしたが、それではいけないのではないかと私は思うんですが、さっきの検診の話も出ましたけれども、がんの。可能な人数よりも受診者が少なかったということで、市民への告知には問題がなかったのか。受けやすい検診にはなっていないのではないのかということも考え合わせていただきたいと思いますので、ここも、現状という意味ではどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、環境問題では、環境測定 の場所などはお知らせいただきましたけれども、これで十分かということはいろいろ検討の余地もあるかと思うんですが、騒音では達成率の数字もあげていただきました。道路に面しているところでは33%の達成率、これをどうしていくのかということもお聞きしたいと思います。環境を守っていくという政策をどのように考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。当然、ダイヘンのトリクロとか、ダイオキシンとかも事業者の責任というのは追及していかなくてはいけないんですが、不明な部分については、市として環境を守る政策というのがないといけないのではないかと、思うんですが、いかがでしょうか。

それから、地域就労支援では、府からの、82ページの方で、新たに委譲の中身があると。消費のラベルの表示の管理というか、見張ったりとか、そういうい

ろいろな仕事が、これはふえるんでしょうか。中身の方として、いろいろご説明いただきましたけれども、これ、ほんまにしっかりやっていくということになると大変な事業をやらないといけないのか、府にやっていただいて、事務的な部分を移してもらうということで済むのかどうか、その辺もちょっとお聞かせいただきたいと思います。

そういう意味では、地域就労支援ですとか、農業祭ですとか、産業振興にかかわる部分というのが、非常に今たくさん発生してきてますので、支援体制というか、人員体制なども足りているのかどうか。というのは、先ほども商工業の部分で、いろいろな金融などの部分も意見として聞かないといけない立場にあられると思うんですが、それに手が回る状態なのか。当然、商工業の部分では経営者の方とも話をされる。労働者というか、使われている方とも話をしなければいけない。その調整も図っていかないと、いけないというのはあると思うんですが、そういうことになると、本当に現場の意見、ずっと流れてるんですけれども、調査ができていような状態になっているのかどうか。ただ、イベントをこなすだけに一生懸命やっているというのではつまらないと思いますので、その辺もお聞かせいただきたいと思います。

それから、あとは、補正予算の方は、保育所のあれですね、入らなかったというか、年度途中からでということ、わかりました。

それと、児童手当の分で、予算同士を比べるといけないと。決算で比べないと、去年との実像がわからないというのわかりましたので結構です。

虐待ですとか生活保護の問題ですとか、多重債務の問題ですとか、こういった、

市民の生活が大変だという現在の状況を認識してもらってかじとりをしてもらわなくては、してはいけないということだと思っんです。

理事者の皆さん、直接、それこそなかなか窓口で対応していらっしゃる方も全部いらっしゃるというわけではないでしょうけれども、その現場の状況を酌み上げて、それを、市長、助役、政策立案の方につなげていくということが必要なんだと思っんですけれども。

助役、どうですかね、現場のその意見、状況をしっかり、今言ったような内容が汲み上がってきて、それで政策立案をしていくという仕組みになっているんでしょうか。政策立案は、現実はこちらであるということからスタートして、それに対策をどうしていくかという、ボトムアップの手法でつくっていかなくてはいけないと思っんですけれども、その辺のお考えもお聞かせいただければ。実際、ちゃんと、皆さんから、大変ですよということとはちゃんと聞かれているのかどうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○上村委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 それでは、環境対策についてご答弁申し上げます。

先ほど答弁をさせていただきましたように、大気とか水質につきましては、それぞれの基準をクリアしているという現状におきまして、特に自動車騒音については、今、33%の達成率ということで、現状としてはかなり厳しいという認識はいたしております。

これにつきましては、自動車自体の騒音の低減、これは国の施策になろうかなと思っんですけれども、そればかりではなく、新しい道路などにつきましては、緩衝緑地帯を設けるなり、高規格道路を

つくっていただくというような施策も必要でありますし、既存道路でありましたら、防音壁の設置とか、そういう対策も考えられるということで、それぞれのそういう総合した対策を講じていかなければ、今、現状の、車の保有台数がかなり増加している現状の中では追いついていけないかなというふうに考えてますので、それらの対策を総合的に講じていく必要があるかなということで、その関係機関と協議しているところでございます。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 社会福祉法人介護特例補助金についての2回目のご質問にお答えします。

この補助金について、介護施設へのしわ寄せになっていないか、また、その辺の実態を把握しているのかというようなご質問かと思いますが、この補助金につきましては、社会福祉法人が実施される軽減措置への市からの補助ということで、社会福祉法人の役割としまして、一定所得の方への負担軽減をぜひやっていただきたいと。一定、法人の負担が多くなれば、その部分は国、府、市で補助させていただきましょうというような趣旨のものでございます。

そういう意味で、例えば、社会福祉法人以外の法人は、この対象となっていないわけでありまして、社会福祉法人としてちょっと頑張っていたきたいという部分があります。制度当初は、一部の法人のみが手を挙げていたところですが、現状では、すべての社会福祉法人さんにこの趣旨をご理解いただいて、実施していただいているというふうになっております。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 生活保護の件でございますが、いわゆる生活保護を受け

るといふようなことが権利であるといふことが、こういうことについての無理解が広がってきているのではないかといふような趣旨でのご意見でございましたが、私、日々、保護の窓口での状況を見ておるわけでございますが、また、それと同時に、相当長期間にわたりまして、福祉の職場でお仕事をさせてもらっているわけですが、必ずしもそうではないんではないかなと。ある意味で言うと、例えば、以前であれば、世間体といふようなこととか、随分気にされて、なかなか福祉事務所に足を運ばないといふ方もおられたわけですが、そのあたりは、随分和らいできてるのかなと。これは、ある意味で申しますと、この10年余りの保護の申請、これ、経済の状況、それから、市民の人口構成の変動といふようなことも当然あるわけでございますが、申請件数そのものも、この10年ほどで、ほぼ倍ぐらいにふえてきているという状態も兼ね合わせて見ていくと、必ずしもそうではないんではないかなと。ただ、日々、生活保護を担当している者として、やはりそういう状況であっても、なおかつ、非常に生活が困窮する、ないしはしつつあるにもかかわらず、福祉の窓口の方にご相談をいただかないといふ方も、現実に出ているわけでございますから、そういう部分については、やはりご利用いただくといふようなことで、ある程度のフォローをしていく必要がございますので、そういう部分は、例えば、地域で民生委員さんのご協力を得て、保護係の方へ話をつないでいただくといふような形の取り組みは、引き続きやっていく必要はあるといふふうには考えておりますが、ご指摘の点は、必ずしもそうではないんではないかなといふふうに考えております。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 検診の受けやすさを、できるだけ市民にとって受けやすい検診とするようにといふご指摘でございますが、できるだけ努力してまいりたいと思っております。

例えば、平成18年度には、乳がん検診と子宮がん検診を同日に受診できるようにセットアップしたりもしております。

今後とも、地域へ出かけていっての検診等検討してまいりたいと思っております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、まず、高齢者虐待の、平成18年度12月末時点までの実績が16件ということで、その通報が実際の虐待であったかどうかといふことと、今後、具体的にどのような取り組みを行ったのかといふご質問でございます。

まず、16件につきましては、すべて一応虐待といふふうに認識をいたしております。

その内訳につきましては、身体的虐待が9件、介護放棄・放任が4件、心理的虐待が2件、経済的虐待が3件、合計18件となっております。これは、虐待の理由が複合している場合もございますので、18件という形になっております。

現在、そのうち8名の方については、虐待をされた方といわゆる分離するといふ形で、入院2名、それから、短期入所等のサービスで6名の方が分離をされているという形になっております。その他の方につきましては、これまでサービスを受けておられなかった方に対して、サービスを利用していただいたり、それから、安否確認のホームヘルパーが随時訪問したり等の継続した支援なり見守りという形で進めております。

それから、実際、虐待の通報がござい
ましても、これ、虐待の通報があったと
いう形で、すぐに市の方が入っていくわ
けにはいきませんので、どういう切り口
で実態を調査をしていくかというのは非
常に難しい問題でございます。

例えば、一つの例を挙げますと、息子
さんと高齢者が住んでおられて、それが、
息子さん等から虐待を受けておられるの
ではないかというようなことが想定され
る場合、例えば、息子さんがおられない
場合でしたら、昼間、ひとり暮らしだ
という我々の認識に立てまして、お近くで、
お昼間はお一人で大変何か苦勞されおら
れるよという情報を聞きましたので、安
否確認ヘルパーが訪問して、まずそうい
ったところから切り口を見つけていくとか、
サービスを受けておられる方については、
いろいろなサービス事業所とか、その方
個々のやっぱり具体的な状況に応じて、
どういう形でその実態を把握するかとい
うことを、私どもと介護保険課、地域包
括支援センター、それから、健康推進課
等の担当職員等で協議しながら進めてい
るのが現状でございます。

それから、障害の方等のサービス量に
向けた実態調査ということでござい
ますけれども、昨年度策定いたしました第3
期長期行動計画に向けて、平成16年1
2月から平成17年1月にかけて、
人数を調べる実態調査を行っております。
全数というわけにはいきません。あくま
で抽出した部分でございますが、一定そ
ういった形での調査を行っております。

それから、やっぱり実際にサービスが
あること、それから、そのサービスの内
容について知っていただくためには、市
の方から一方的な情報を提供するだけ
では難しいところがあるかと思えます。具
体的には、やっぱり一つは、地域福祉関

係者の方にいろいろご理解をしていただ
いて、地域福祉関係者の方から、やっぱ
りそういう地域でいろいろ困っておられ
る方に対して、こういったサービスがあ
るのではないかと。だから、市の方へ相
談したらどうだとか、そういった働きか
けが非常に重要であるというふう
に考えております。

具体的には、そうした計画策定に向け
ましたタウンミーティングや、あるいは
CSW、コミュニティソーシャルワーカー
の活用とか、それから、相談支援事業所
がいろいろなシンポジウム等の事業等も
やっておりますので、そういった中で、
今後もサービスの内容などについて啓発
を進めてまいりたいと考えております。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 最初に、大阪府委
譲にかかります消費部門の家庭用品品
質表示関連でございますが、これまで、
府の場合は、4年に1回の割合で、摂津
市内の店舗の立ち入りの検査を行って
きたということで、委譲された場合は、年
1回程度の抜き打ちによる店舗の立入
検査をした方がよいということで、現在、
今後、大型店舗を中心に、年1回の立入
検査を行ってまいりたく思っております。

続きまして、産業振興課の体制につ
いてでございますが、産業振興課では、さ
まざまな産業施策をはじめ就労支援講座
の後追いをするコーディネーター、働く
権利を守る労働相談、また、消費生活に
関する相談等の業務も行っております。

とりわけ、各種相談業務におきまして
は、相談内容の多様化、専門化が進み、
正規の一般事務職員では、到底対応す
ることも困難で、それぞれの専門の知識
を有した人物が非常勤嘱託員や嘱託員等、
さまざまな勤務体系で勤務しております。
このような総合的な視点から見ますと、

の方向を向くのかと、市は何を考えてお
るのかということを引き出す限り、これ
なかなかうまくいかないことがあります。
基本的には、やはり市の方針、ト
ップダウン、市はこう考えるという
ことをもって、その中でやはり一定
の意見を聞くということが有効であ
ったなということをお考えしております。

どちらがいいということではなくて、
トップダウンとボトムアップが双方
機能しないと、それは市長の唯我
独尊であり、また、ボトムアップ
ばかり求めますと、これは、市長
は何を考えておるかかわらんとい
うことにもなるわけでございます
から、この両方が機能していかな
ければならないと思います。それ
は、やはり市長自身も我々も熱
き思いを持つということが伝わ
らないと、なかなかうまくい
かないのではないかと、経験則
でそういうふうに思っております。

今後も、基礎的自治体としての我
々の見目を十分に聞いてまいり
たいと思えますし、そのことは、
府に対しても、国に対しても持
ってもらいたいというのが基本
的な視点でございます。

○上村委員長 山崎委員。

○山崎委員 現場での今の話、具
体的な例も出していただいて、
ほんまに現場のご苦勞に敬意を
表したいと思えますが、この予
算で見ますと、日々の仕事とい
うか、本当にもう必要な部分
というのがベースにあるんでし
ょうけれども、また新たに調
査とか、こういう中身という
ものにしっかり力を入れてい
ただいて、必要部分はもう積
み上げていって、しっかりと
要求していくという、福祉の
立場で市政運営をぜひとも
お願いしたいと思いま
して、終わります。

○上村委員長 山崎委員の質
疑は終わりました。

ほかにありませんか。

村上委員。

○村上委員 私の方から、ちょ
っと何点かご質問させていただ
きたいと思っております。

この少子高齢化と言われている
のは、社会において、やっぱり
どうしても福祉費の伸びという
ものが、かなり今後出てくる
だろうなというふうに思ってお
るわけですが、その中で、19
年度の予算書を見させていただ
いた中では、例えば、消耗品
というんですか、そういう需
用費の減もされているという
ようなことで、少しは節約とい
うか、お金の削減ということ
もされているのかなという
ふうに思う中で、何点か質
問させていただきます。

ご答弁に関しては、予算書の
何ページということによって
いただければありがたいな
というふうに思いますので、
よろしくお願いたします。

まず初めに、予算書の34
ページなんですけれども、款
12、分担金及び負担金、
項1、負担金、目1、民生
費負担金、節1、社会福祉
費負担金の中で、包括支
援センター負担金という
ものがございまして。これ
について、先ほど、議案第
9号の中でも、減という
形で金額が減っているとい
うことを説明されていま
したけれども、この平成
19年度と平成18年度
の当初に比べましたら、
約2,400万円ふえて
いるというようにござ
いました。そういう中
で、増の中身ですね、
どういうプラン作成
をするに当たっての
増になったのかとい
うことをお聞きした
いというふうに思
います。

続きまして、予算書の34
ページなんですけれども、
節2、児童福祉費負担
金の中で、つくし園
利用者の負担金とい
うことがございま
す。これは、ちょ
っと補助金

の拡大ということも昨年はあったわけなんですけれども、これに対して、要は、つくし園というのが、市立の障害児童センターということで、障害という言葉が私もちっと気になっているところでして、私の方も、この文書をつくるに当たっては、今まで、ちっとこの障害の害を平仮名に直すとかいうことで、ちっと心がけているというようなところもあるんですけれども、このセンター名の変更ということも考えるべきではないのかなと、そういうふうには思っております。

例えば、発達支援センターとか、発達促進センターとか、そういう形の名前に変更するのも一つの、障害という言葉に対してのわだかまりをちっと少なくすることができるのではないかなと、そういうふうには思っておりますので、その辺のまたお考えをちっとお聞きしたいというふうには思っております。

続きまして、78ページなんですけれども、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、節28、繰出金、その中で、水道事業会計繰出金というのがあります。その中で、高齢者障害者福祉課の所管分なんですけれども、これ、独居老人等々の方に対しまして、基本料の2分の1を補助しようということなんですけれども、これの、平成17年度と、そして、18年はまだ決算は終わっていませんけれども、18年の数字がわかればお聞きしたいというふうには思っております。

続きまして、85ページですけれども、目11、防犯対策費、節19、負担金、補助及び交付金、それから、摂津防犯協会負担金ということで、この中で、青パトの運用費というんですか、委託についてもお金が入っているのかなと思うんですけれども、このことも、おとといの代

表質問の中にもありました。その中で、きょうは、青パトの防犯協会各支部の進捗状況、それから、実施予定時期をお聞きしたいというふうに思っております。

続きまして、飛ぶんですけれども、予算書の114ページ、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費、節19、広域連合市町村負担金というのがございます。これ、後期高齢者の広域連合設立ということで、今、この1月に設立されるというふうに、昨年ちっと聞いておったんですけれども、実は、来年の4月に実施されるということです。この負担金、この広域連合の方にお支払いするわけなんですけれども、この後、どういう形で使っているのかという、詳細な使途を示していただけるのかどうかというものをちっとお聞きしたいと思っております。

それから、114ページなんですけれども、節19、地域福祉活動拠点整備補助金ということで、これも代表質問のところでありました。その中で、鳥飼西のゲートボール場にまた予定しているというお話もございました。この場所の選定理由と今後の展開というか、使用方法、そういうものをどういうふうにご考慮されるのかというのをお聞きしたいと思っております。

続きまして、116ページ、節28、繰出金というのがございます。これ、17億7,900万円と、三つの会計の合計でいっておるんですけれども、この中で一番大きいのが国保ということで、約8億7,000万円という繰出金とあります。この中に、法定内、法定外というのが含まれているのかどうか。含まれておれば、平成16年、17年、18年のこの法定内、法定外の金額をお聞きしたいというふうに思っております。

続きまして、117ページなんですけれども、目2、老人福祉費、節13、委託料、ふれあい配食サービス事業委託料というものがございます。これ、代表質問等でもあったんですけれども、もう1施設をふやされるというふうにお聞きしております。その中で、昼食の配食数と、今、この19年の予算に計上されておられる夕食の配食数も、わかればお聞きしたいというふうに思っております。

それから、続きまして、120ページなんですけれども、目4、国民年金事務費、節18、備品購入費とあります。この備品、どういうものに使われるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、130ページなんですけれども、項2、児童福祉費、目5、乳幼児医療助成費、節20、扶助費の乳幼児医療費というのがございます。これ、4歳から5歳に引き上げられたということであるんですけれども、再度、この1歳引き上げによりましての対象人数をお聞きしたいと思っております。

それから、133ページですけれども、項4、生活文化費、目1、生活文化総務費、節13、委託料、文化ホール等環境改善委託料というのがございます。これ、平成18年当初に比べて、金額、約8倍ぐらいになっているということと見ておられるんですけれども、その内容についてお聞きしたいと思っております。

それから、136ページなんですけれども、款4、衛生費、項1、保健衛生費、目1、保健衛生総務費、節19、負担金、補助及び交付金に三次救命救急センター負担金というのがございます。先ほど、第9号の説明の中で、件数が減になったというようなお話もございました。その中で、平成17年、18年、もしくはこの19年、予測の件数がわかればお聞き

したいというふうに思っております。

それから、137ページなんですけれども、目2、予防費に節13、委託料というのがございます。これ、去年の当初予算と比べまして、ほとんどの項目が同じ額なんですけれども、全く中身というか、件数というんですか、内容が変わらないのかどうかというのをちょっと確認させていただきたいと思っております。

それから、140ページなんですけれども、目6、斎場費、節13、市営葬儀委託料というのがございます。これ、昨年7月ですか、条例改正等々、この市営葬儀の件でされました。その中で、ここに、きょうは、市営葬儀の状況といえますか、何%が市営葬儀としてされているのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、次、140ページなんですけれども、斎場機能調査及び施設整備改修計画策定業務委託料というのがございます。これ、今、火葬炉の改修というものを、この平成18年にされたというふうに認識しておられるんですけれども、この計画の目的、それから、策定の完了予定時期がわかればお聞きしたいと思っております。

それから、142ページなんですけれども、項2、清掃費、目1、清掃総務費、節7、賃金、非常勤職員等賃金ということで、ことし、1、400万円ほど計上されております。これも、平成18年度当初と比べまして、約460万円がふえてるんですけれども、その内容についてお聞きしたいと思っております。

それから、144ページです。目2、塵芥処理費、それから、節13、委託料、不燃ごみ収集運搬委託料ということで、2、200万円ほど計上されておられるんですけれども、これ、平成18年度当初から比べまして480万円ほど増加しているということであるんですけれども、こ

の内容についてお聞きしたいと思います。

それから、151ページ、款5、農林水産業費、項1、農業費、目3、農業振興費、節13、委託料、地域米消費拡大対策事業委託料ということで、ことし、90万円というのを計上されておるということで、これ、過去の議事録を見ましたら、農業振興会への委託だとか、あと、小学校5年生を対象にした田植えとか、そういうものに活用されるということなんですけれども、この事業内容の評価をどういうふうにとらえられているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、156ページなんですけれども、款6、商工費、項1、商工費、目2、商工振興費、節13、委託料、通行量及び購買実態調査委託料というものがございまして、これも代表質問でありましたけれども、平成19年、260万円というものが予算計上されておりますけれども、この通行量調査はどこでされるのか。それから、この調査の目的をお聞きしたいと思います。

それから、157ページでございますけれども、節19、負担金、補助及び交付金、企業誘致奨励金ということで、この平成19年度予算については3億円というものが計上されております。これ、昨年4月からですか、条例等で企業誘致条例というのをつくりました。その中で、平成18年の実績、本当に3億円支出しないといけないような満額になったのかということで、この平成19年度、3億円を計上されておると思うんですけれども、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、これ予算概要の方なんですけれども、58ページ、第1児童センター園庭拡大事業というものが計上されておりますけれども、これ、児童の幅広い活動

支援という形で、この予算額が計上されております。その具体的な整備内容をお聞きしたいと思います。

それから、予算概要の58ページ、母子家庭自立支援給付金事業というものがございまして。これの相談件数、平成16年、17年、もしわかれば平成18年度、現時点での相談件数をお聞きしたいと思います。

それから、予算概要の63ページ、健康せつつ21推進事業というものがございまして。この中で、健康せつつ21というのは、昨年、この中間見直しを行いますというお話もございました。そういう中で、この上半期いうんですか、その評価、それから、今後の取り組みへの考え方ということをお聞きしたいと思います。

それから、予算概要の67ページなんですけれども、妊産婦・乳幼児訪問指導事業というものが、この平成19年度で295万円というものが計上されているんですけれども、この訪問数の増加数、16年、17年、そして18年というものがわかればお聞きしたいと思います。

1回目は以上でございます。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 114ページの、地域福祉活動拠点整備補助金についてのお問にお答えをいたします。

まず、場所の選定の理由でございますが、これにつきましては、この間の本会議等でのご答弁の中でも申してきておりますが、基本的には、中学校区に1か所ということで、とりあえず整備をしていきたいという方針の中で整備に臨んでおきまして、そういう中で、既に第一中学校区、それから、第四中学校区に整備を進めておりますので、そうなりますと、残りの第二中学校、第三中学校区、第五中学校区、この5つの中学校区内という

ことがまず一番にございます。

その次に、このいわゆる建物につきましても、高齢者等の利用というようなことを想定もいたしておる関係上、バリアフリーで、なおかつ150平米ぐらいの規模のものを考えておりますので、こういう規模のものが入るような土地がありまして、なおかつ、この土地を、いわゆる建設そのものは社会福祉協議会がいたしますので、社会福祉協議会に貸与できるような市有地があるという条件を具備した中で、候補地を選定させていただいているというようなことでございます。

それから、今後の展開というようなことでございますが、基本は、校区での福祉委員会のサロン活動が、現在、小学校であるとか公民館であるとか、地域の集会所であるとか、こういう場所を活用いただく中で展開をされておりますが、こういうサロン活動の場ということでご利用いただくのと同時に、例えば、CSWの相談の場所であったり、また、介護予防事業を展開する場であったり、また、この施設を使いまして、地域でのボランティアの養成ないしは活動の場というような形でこの施設を活用していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○上村委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 環境業務課にかかわります2問のご質問にお答えさせていただきます。

まず、142ページ、賃金で460万円の増となっているその内訳はということなんですが、これにつきましては、収集作業員の退職がございしますが、その退職につきましては、正規職員は補充しないという中で、アルバイトで賄うということで、アルバイト費用を計上したものでございます。

あと、144ページ、不燃ごみ収集運

搬委託料、480万円の増の内容はということですが、これは、不燃ごみだけでなく、可燃ごみにつきましても収集委託を行っているんですが、今現在、会社として2業者、それぞれ2台ずつの委託を行っておりますが、新年度より、し尿補償の関係がございまして、その関係を1社分ということでの予算計上はさせていただいております。

その内容につきましては、現在、関係機関並びに組合とも協議を進めておまして、協議が整い次第という中で対応してまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 85ページの、防犯協会の負担金の中に、青パトの費用が入っているかということでございますが、327万4,000円の協会負担金の中には、青色防犯パトロール活動に係りますガソリン代、例えば、任意保険料、修繕料等、30万4,000円が入っておるものでございます。

それと、青パトの実施時期、進捗状況でございますが、実際の活動が始まるのが、大体6月上旬ぐらいかなというふうに思っております。一応、車両につきましては、車両の天井に回転灯を搭載する改造の作業もありますし、このパトロールを実施する上では、車両に2名乗っていただくというようなことで、2名の一方が青パトの講習会の終了を受けてもらわないかんということがございますので、その講習会の実施を摂津警察の方でやられるわけでございますが、今のところ、予定しておりますのは3月下旬から4月中旬にかけての講習会を、各公民館、学校等で予定しておりますが、その日程等決まり次第、また摂津警察署の方から防犯協会の支部長あてに、また日程

等をお知らせする予定をしております。
ということで、6月ぐらいになるかと思
います。

あと、大阪府警本部の防犯パトロール
の登録手続等もごさいますので、6月ぐ
らいかなというふうに思っております。

次に、133ページの、文化ホール等
環境改善事業の内容についてでございま
すが、昨年が予算額100万円というこ
とで、確かに8倍になっております。今
年度の内容につきましては、3か所の改
善を予定しております。

まず、1か所目が、文化ホールの1階、
客室入り口の防音扉の取りかえというこ
とでお願いしております。これは、客席
に入る扉がございしますが、その扉の内ド
ア、外ドア両方ございしますが、その取
りかえの費用でございします。

それで、もう一つは、ちょうどホール
の舞台の上の屋根の防水工事というこ
とで、その施工がございします。

それと、舞台のつり物、ワイヤーの取
りかえということで、舞台の設備には重
量物のワイヤーと軽量物のワイヤー、昇
降機操作のロープ等々ございしますが、
そのうち、重量物のワイヤーの取りかえ
の費用でございします。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 国保年金課にか
かわります2点のご質問についてお答え
いたします。

まず、予算書の116ページの、繰出
金に当たります国民健康保険特別会計繰
出金の中身ということでございしますが、
この分につきましては、法定内といいま
して、法律で義務づけられている部分と
いたしまして、国民健康保険の運営にか
かわります事務費や人件費等に当たる職
員給与費の部分と、あと、出産育児一時
金の3分の2という義務的な繰り入れ、

そして、国民健康保険の加入者の中にお
ける高齢者の加入割合による財政支援と
いう部分の財政安定化支援という名目の
部分、そして、所得に応じて一定の軽減
といいまして、保険料を、俗に7割、5
割、2割という軽減の措置を行いますが、
それに当たる、財政補てんに当たる保険
基盤安定という、法律で定められている
義務的な繰り入れと、あと、保険料の軽
減に当たります、本市独自の法定外の繰
り入れの合計の金額ということで、繰出
金を出させてもらっています。

ちなみに、平成16年、17年、18
年の金額ということでございしますが、ま
ず、平成16年度の法定内の義務的な繰
り入れの方が、約5億6,783万円、
法定外の部分が約2億7,639万円。
17年度が、法定内の部分が約5億1,
623万円、法定外の方が約2億7,7
04万円という形になってまして、18
年度につきましては、今、予算の現額で
申し上げますと、法定内の方が約5億8,
867万円、法定外が約2億7,674
万円になっております。

そして、次に、もう1点、予算書の1
20ページの、備品購入費の内容という
ことでのご質問でございしますが、この部
分につきましては、先ほど、部長の補足
説明の中にもございましたが、公用車両、
軽自動車を1台購入ということで上げさ
せてもらっています。

ちなみに、現在使用しております公用
車は、平成2年5月に購入ということで、
もう既に16年以上が経過してしまし
て、今後、部品等がなくなるというこ
とでの、今回、新車の購入ということで上
げさせてもらっています。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 予算書34ページ、
包括支援センター負担金に係りますご質

問にお答えします。

この包括支援センター負担金につきましては、本市の地域包括支援センターが一事業所として指定を受けまして、要支援の方のための介護予防のケアプランを作成した場合、介護報酬としまして、国保連合会から負担金という名目で歳入されるものでございます。

これ、既にケアプランの原案作成等の業務の一部を民間の居宅介護支援事業所にも委託している部分もあるんですけれども、その分につきましても、一たん市の方の歳入となるものでございます。

18年度当初予算では306万4,000円、19年度の当初予算では2,713万8,000円ということで、かなり大幅の増額ということで計上させていただいているんですが、これは、18年度当初予算の編成時におきましては、制度改正で新たにできますことから、介護報酬の単価とか算出の方法が詳細に決まっておらない段階でございましたので、概算で予算計上をさせていただいております。

これにつきましては、18年12月補正におきまして、それまでの実績を踏まえて精査させていただいて、900万円の増額をさせていただいたところでございます。

実際の件数と中身ということになるんですけれども、18年度につきましては、これ制度当初、移行期間ということもございまして、例えば、18年の4月当初は、作成の件数が約30件というところからスタートしたんですけれども、毎月、これ件数が増加しております、19年の1月利用分としましては、直営、委託も合わせて366件というふうになっております。

19年度につきましては、一定、増加

しながらも、利用者の数が落ちつくというふうに想定しておりまして、直営、委託合わせまして約500件から550件の間で微増しながら推移するものということで見込みまして、予算計上しております。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 まず、予算書136ページの、三次救命救急センター負担金についてでございますが、これは、19年度予算額は、前々年度、17年度の実績に基づいて負担することになっております。

平成17年度に、消防本部救急隊による搬送者が27名、その他の病院等からの搬送者が17名で、負担金額が308万円という連絡をいただいておりますので、19年度予算にその額を計上させていただいております。

ちなみに、平成18年度の予算は、16年度実績が、消防本部の救急隊による搬送者が31名、病院からの搬送者が28名、負担金額が432万円でございます。

このような仕組みになっておりますので、その次の年度の予測はちょっと立ちかねるというのが現状でございます。

それから、137ページの、予防費の委託料についてでございますが、ほとんどが同じ金額ということの理由は、がん検診や市民健診、乳幼児健診等、それぞれの健診が、例えば、乳幼児健診でしたら、ご出向いただく医師の報償費、看護師さんの報償費、栄養士さんの報償費等の人件費でございますので、健診の回数が変わらなければ、受診者数が多少前後しても、委託料は同じ金額となるということの理由でございます。

それから、次に、予算概要の63ページ、健康せつつ21の中間評価の前半の

評価の中身はということでございますが、概略を申し述べますと、まず、この評価を各関係機関や団体、庁内各課等にアンケートにご協力をいただき、前半での活動実績をまとめさせていただきました。その活動状況評価と、それから、そのほかに、人口動態や標準化死亡比、いろいろな健康指標の評価などを行いながら、それから、評価指標の目標を定めておりましたので、その評価指標の評価を行っております。概略につきましては、事業に関しては、各関係団体、庁内各課等、健康に対する取り組みを進めていただいております。かなり取り組みが充実してきているというまとめとなっております。

それから、健康指標についてでございますが、市民健診や乳幼児健診等の受診者数や受診率は年々増加してきております。評価指標の妊婦や成人の喫煙率は、多少なんですけど減少しておりますし、虫歯のない幼児の割合なども増加してきております。

また、健康づくりの環境整備といたしまして、ウォーキングコースやマップを設定したり、作成しました。

それから、道路課の方となりますが、歩道の段差切り下げの拡充、それから、大気汚染状況の改善などでの成果が見られております。

いいことばかりではございませんで、健康指標の方での標準化死亡比という指標では、日本全国的にそうなんですけど、各種がんによる死因が増加しているということ。それから、自殺が増加しております。糖尿病や心疾患、それから、脳血管疾患の標準化死亡比は、わずかですが改善しておりました。

このようなまとめを今作成中でございます。

今後の取り組みの方向性としましては、例えば、健診ですと、このごろ盛んに言われておりますメタボリックシンドロームに着目した内容の充実や、それから、介護予防への取り組みと社会的に課題が大きく見えてきておりますので、これらの時代背景を考慮しながら、関係部署と連携をとりながら、より一層の健康増進に努めてまいりたいと思っております。

それから、同じく概要の67ページの、妊産婦の訪問件数についてでございますが、平成17年度実績が、妊婦はハイリスクの方を家庭訪問指導いたしております。例えば、19歳以下の若年妊婦、それから、妊娠後期になってやっと妊娠届を出された方等々、一定の基準を決めておまして、これらの実績が、平成17年度、実数が58名、延べ数が75名、産婦は、実数が86名、延べ数が109名という実績でございました。

○上村委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 それでは、予算書140ページの、市営葬儀委託料の項でございますが、市営葬儀見直しにしまして、その後の市営葬儀の状況というふうなお問いでございます。

今回、平成18年7月から、市営葬儀での花スロープでの、私ども市の祭壇と一体となったような華やかな祭壇を市営葬儀でご遠慮いただくということを柱とした見直しをさせていただきました。

そのことによりまして、6月以降、メモリアルホールでの指定業者5社の行った葬儀が76件ございましたが、6月までは、すべて100%、市営葬儀の名のもとに行われておりましたところ、7月以降でございますが、指定業者が157件取り扱っております。このうち81件、これ12月までの推移でございますけれども、52%で推移しているということ

でございます。

それと、同じく予算書140ページでございますけれども、今回、予算計上をお願いしております斎場の機能調査及び施設整備改修計画策定業務の委託でございますが、これ、私ども、火葬炉を自動車に例えれば、車検に相当するというふうなものでお考えいただければいいかなと思っております。私ども、長期的に火葬炉を性能保持するというふうなことで、来年度、この事業を予定いたしております。

内容といたしましては、専門家による目視を中心とした現況の調査、あるいは検査機器を用いました炉内での酸素濃度の測定などを行いまして、現況機能の把握を行いまして、その結果に基づきまして、現行炉の問題点あるいは耐久性等々につきまして整理をいたしまして、将来の改修計画の指針を得るといようなことを目的として考えております。

実施時期につきましては、毎年1回、炉のれんが積みかえをしておりますので、この時期にあわせてやるのが、一番効率的・効果的でございますので、この工事を6月までに予定をさせていただいております。この時期にあわせて着手いたしまして、先ほど申し上げました改修計画の指針につきましては、年度末を目途に成案を得たいというふうに考えております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、高齢者障害者福祉課に係る分についてご答弁申し上げます。

予算書34ページの、つくし園の利用者負担金について、市立障害児童センターの名称を変更してはどうかというご質問でございますが、現在、市立障害児童センターでは、知的障害児の通園施設、つ

くし園、それから、児童のデイサービス、それから、日帰りの短期入所、正式には日中一時支援と申しますが、こういったサービスを実施しております。

特に、児童デイサービスにつきましては、必ずしも障害手帳を所持する、対象とはならない、言葉のおくれ等の児童の方に対する療育訓練等も実施しております。

したがいまして、保護者等の中からは、障害児童センターという名称に少し違和感を感じるとか、あるいは障害受容がまだできていない保護者の方からは、サービス利用をちゅうちょするといったようなこともあり、施設といたしましても、いろいろな配慮をいたしているところでございます。

そういった観点からいたしますと、市立障害児童センターの名称については、我々サイドも変更できるものならばというふうに考えておりますが、先ほど、委員の方からご指摘ありました、発達支援センター等も、名前としては候補として上がっておりますけれども、先ほどもご答弁申し上げましたように、発達障害の方を支援する法律等ができ、少しずつではありますが、そうした具体的なサービスもできてきている中で、現在の障害児童センターで取り組んでいます事業と比べたときに、やはり発達支援センターという名称を名乗るにしましては、事業内容と施設の名称がやはり食い違うというご指摘もございます。

そうした点から、なかなか適切な名前がないということではございますけれども、広く意見を聞きまして、できるだけ早い時期に名称についても変更できるような形での検討をしてみたいというふうに考えております。

続きまして、水道料金の減免についま

しては、平成17年度と平成18年度の比較ということでございますけれども、平成17年の一応下半期、18年3月31日現在の対象者の人数になりますけれども、身体障害の方が793名、療育手帳、いわゆる知的障害の方が170名、精神障害の方が129名、それから、ひとり暮らし高齢者の方が821名、それから、ひとり親家庭や児童扶養手当の方が590名、それから、特別児童扶養手当の方が6名ということで、合計で2,509世帯というふうになっております。

それから、18年度上半期、18年の9月30日現在では、それぞれ身体障害が805件、知的障害の方175件、精神障害の方141件、ひとり暮らし高齢者832件、ひとり親家庭医療費助成や児童扶養手当が621件、それから、特別児童扶養手当が8件となっております、合計で2,582件となっております。

17年9月30日と18年9月30日現在を比較しますと、17年9月30日現在が2,419世帯、18年9月30日が2,582世帯で、6.7%の増となっております、特に、精神障害の世帯の方が20.5%の増、それから、ひとり親家庭や児童扶養手当の家庭が110.5%の増と、平均を上回る数字となっております。

それから、続きまして、後期高齢者医療の広域連合の市町村負担金でございますが、平成19年度予算といたしまして、均等割、高齢者人口割、人口割に基づきまして、広域連合から負担を求められております1,401万5,862円を予算計上させていただいております。

当然、この負担金の使途内容につきましては、内容について明らかにされるものと考えておりますが、より詳細な使途

内容がわかるように、広域連合の方にもまた改めて要望してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、116ページの、繰出金でございますが、老人保健医療特別会計の繰出金につきましては、一部事務費を除きまして、医療費分につきましては、法定どおりの繰り出しとなっております。

それから、117ページ、ふれあい配食サービスについてでございますが、平成19年度予算では、昼食につきましては、年間2万3,010食分を計上させていただいております。夕食につきましては、既存のせつつ桜苑でお願いしている分が一日30食で7,696食、それから、新たに今年度、新規拡充ということで考えておりますのは、一日30食ありますが、順次ふやしていくということで、年間といたしましては5,130食、既存の分を合わせまして、夕食につきましては1万2,826食を考えております。

○上村委員長 中井参事。

○中井産業振興課参事 予算書151ページ、地域米消費拡大対策事業委託料についてお答えします。

米も余って、減反政策を行っている時代でございますが、天候等の関係もあり、いつとれなくなるとか、遊休農地になって、一たん荒廃した農地になりますと、すぐに回復できるものではございませんので、農地を守る観点からも、また、農業体験事業を行うことによりまして、次代を担う子どもたちが農業体験を通じて自然に触れ、作物を育てる苦勞と楽しさの中から、働くことの意味や食べ物の大切さ、命の尊さ、思いやりの気持ちをくぐむとともに、農業理解を深め、食糧問題について考えるきっかけとなる事業でございます、とれたお米で収穫祭と

ということで、子どもたちがおにぎりパーティーを開いて、おいしいと喜んで食べているような現状でございます。いい教育の場でもあり、引き続きこの事業を実施してまいりたいと考えております。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 予算書130ページ、乳幼児医療費についてでございますが、1歳の引き上げに伴いまして、対象人数を800人増というふうを考えております。現行と合わせまして、約4,300人で予算の計上をさせていただいております。

次に、予算概要の58ページの、第1児童センター園庭拡大事業の整備内容についてでございますが、第1児童センターに隣接しております旧の里道敷きを園庭として整備いたしまして、子ども農園などに活用するというものでございます。現在のフェンスを拡大させるということで、新しく設置いたしまして、整備を計画いたしております。

同じく、予算概要58ページの、母子家庭自立支援事業の母子自立支援員によります相談件数についてでございますが、平成16年度では、離婚前相談も含めると162件、平成17年度は198件、平成18年度は、この2月までの分でございますが241件ということで、年々ふえている現状でございます。

○上村委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 116ページの繰出金についてでございますが、介護保険特別会計への繰出金につきましては、すべて法定内のものでございます。その内容としましては、保険給付費の12.5%、及び18年度から新たに始まりました地域支援事業のうち、介護予防事業費の12.5%と、包括的支援事業費と任意事業費のそれぞれ20.25%を繰り

出しているものです。また、人件費を含む事務費につきましては、補助金収入等を差し引いた額を一般会計から特別会計へ繰り出しているものでございます。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 予算書156ページ、産業振興課にかかわります通行量及び購買実態調査の、まず、通行量調査は、商業集積地域における人の流動状況の調査を行い、顧客の動向を把握するもので、ことぶき商店街付近、フォルテ摂津付近、正雀駅前並びに本町商店街付近、鳥飼名店街付近、モノレール南摂津駅付近の、5地区、34方向での歩行者及び自転車、ミニバイクの通行量を調査するものでございます。

次に、購買実態調査でございますが、目的は、摂津市内に居住する消費者の購買行動や意識をはじめ、各地区の商業街区域の施設の小売商業活動に対する評価や意見を把握し、市民の日常生活における買い物の利便性、快適性をより高めていくため、市内小売業者が今後取り組むべき課題と方向を探る資料としていただくために実施するものでございます。

購買実態調査は、買い物調査と来街者調査から構成されます。

まず、買い物調査は、市内在住の20歳以上の市民2,000人を無作為に抽出し、調査書の郵送による配布・回収を行うものであります。

次に、来街者調査は、市内、先ほど申しました商業地区5地区の21地点に調査員を配置し、来街者への無作為街頭面接の調査を行うものであります。

次に、予算書157ページ、企業誘致奨励金の18年度の実績報告でございます。

企業誘致奨励事業は、新規に市内で事業活動を行ってから、5年間にわたり該

当指定事業者の年間売上高の5%に相当する額か、該当指定事業者の市税納入額から1億円を控除した額の2分の1に相当する額の、いずれか低い方の額を、年3億円を上限に、奨励金として交付するものでございます。

今年度、企業誘致審査会において指定されました株式会社JTRインターナショナルが受けておりまして、これまで、7度にわたる申請があり、昨年12月分までの売り上げで、奨励金の限度額いっぱい、3億円を支出いたしております。

4月から12月までの実績は、売り上げが60億2,153万6,540円、市たばこ税が12億9,543万7,164円で、市奨励金は過去7度、いずれも売上高の5%に相当する額が市税納税額から1億円を控除した額の2分の1に相当する額より低額となったため、低額となる売上高基準で3億円の支出をいたしたところでございます。

○上村委員長 村上委員。

○村上委員 丁寧なご答弁、ありがとうございます。

予算書34ページの、包括支援センター負担金の件なんですけれども、要支援の1、2の方々に対しましてのケアプランの原案作成等々を外部へ委託について、チェック体制というか、どういう形で、今後、その要支援になられた方へのお話というか、推奨といいますか、を教えてくださいたいというふうに思っております。

それから、34ページの、つくし園利用者負担金の件なんですけれども、先ほど、ご答弁いただきましたけれども、そういう形で、申し込みに来られた方が、そんな違和感なく利用と言ったらおかしいかもしれないですけれども、申込書を書けるようお願いしたいと思います。

これも、ある市民の方からお聞きしたんですけれども、申し込みに行ったんですけれども、ちょっと障害児センターという言葉がひっかかったというか、で、その申し込みをやめたという方もおられました。その方も、どうしてもお子さんのことが気になられたので、その辺でちょっとつくし園の方に行かせたいという思いはあるんですけれどもということでありましたので、そういう形で、このセンターの名前を、今後ちょっと考えていただければと、そういうふうに思っております。

それから、予算書の78ページの高齢者障害者福祉課に係ります水道事業会計繰出金の件なんですけれども、先ほど言いましたように、基本料金の2分の1の補助をしているということがございます。今、件数をお聞きしますと、かなりふえてきているということで、年間で6.7%ほどふえてきているということもございました。

そういった話の中で、使用料につきましても、例えば、上限を設けて、何か補助できるようなことがないのかなというお話もございましたので、その辺で、ちょっとそういうお考えはあるのかなのかということをお聞きしたいというふうに思っております。

それから、予算書85ページの、摂津防犯協会負担金の件なんですけれども、先ほど、講習については3月下旬か4月ぐらいに考えておられるというお話もございました。この負担金の中にも、ガソリン代とか保険料も含まれているというお話もございましたんですけれども、この講習の単位を、防犯の支部単位で行われるのかということと、あと、この保険料の件なんですけれども、保険の内容、例えば、事故が起きたときに、対人関係

についても無制限でいきますよとか、あと、対物についても無制限でいきますとか、あと、同乗者の、幾ら保険で賄うかと、そういうことがわかれば、ちょっと教えていただければと、そういうふうに思います。

それから、114ページの、広域連合負担金の件なんですけれども、今回の予算計上されている金額については、昨年ちょっとお聞きしとった金額と本当に大差ない形で、今回、平成19年度の予算に計上されているということなんですけれども、この中で、広域連合、この1月に設立されたというふうにお聞きしておりますけれども、その進捗状況、去年ちょっと説明していただいたような内容で、順調よく進んでいるのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、114ページの、地域福祉活動拠点整備補助金の件なんですけれども、摂津市内には集会所51か所というふうに認識しとるんですけれども、その集会所や公民館の活用されている内容と、今回、活動拠点として建てられる建物との違いとか、区別というんですか、何かそういうのがあってのことなのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

それと、利用される方については、今お話がございましたけれども、中学校単位で、今、順次計画を持って広げておられるというお話もあったんですけれども、活用される方は、例えば、鳥飼の方が別府に活用されてもいいとか、そういうエリア的な区分けがあるのか、ないのかというのをお聞きしたいと思います。

それから、116ページの、繰出金の件なんですけれども、この3つの会計、一般会計の約6%ぐらいを占めているということになっているかと思うんです。

そういう中で、国保の特会の話にもなろうと思うんですけれども、今後、適正な運営というんですか、この法定外の繰出金を極力避けられるような形での国保の運営をお願いしたいと。これは要望とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

それから、117ページの、ふれあい配食サービスの件なんですけれども、これ、施設をもう1施設増加されるというふうにお話を聞きました。代表質問の中でも、エリアの分け方についても、ある程度柔軟性を持って対応していきたいというお話もあったんですけれども、これ、土・日曜日、祝日の配食についても、どういうふうを考えておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

120ページの備品購入の件、軽自動車を購入されるということをお聞きしました。これはわかりましたので、運転される際には事故のないように、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、130ページの乳幼児医療費の件ですが、約800人増加していくということもございました。これは、やっぱり子どもは未来の宝ということで、昨年4月ですか、子どもの安全安心都市宣言の中にも明記をされておりますけれども、やっぱりこういう形で拡充をまたお願ひしたいなというふうに思いますので、これは要望としておきます。

それから、133ページの文化ホールの、環境改善委託料の件なんですけれども、ホールの扉とか防水工事をされるということで、これはわかりました。

それから、136ページの三次救命救急センター負担金の件なんですけれども、これ、もう一回だけちょっとお聞きしたいんですけれども、人数とこのお金の関係なんですけれども、単金制なのか、一

人が例えば行けば何ぼという形の単金制なのかというのを、再度ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、137ページの、委託料の件なんですけれども、看護師さん等の報酬費等々、多少、件数がぶれてもそんなに、委託料なんて金額的には影響がないというお話もございました。その中で、この委託料の中で一つ書いてあるんですけれども、ノーバディーズパーフェクトプログラムですか、これ新規という形で、委託料ということで上がっております。これ、ちょっとインターネットを引きますと、カナダの方の、何か親の支援のプログラムというふうに聞いておるんですけれども、この内容、もしわかればお聞きしたいというふうに思います。

それから、140ページの市営葬儀委託料の件なんですけれども、率についてはわかりました。今後、この率の向上というんですか、市営葬儀が本当に上がっていくような形でのまたPRというか、施策にご尽力をお願いしたいというふうに思っております。

その中で、もう1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども、市民の声を聞くという形の中で、アンケートなどをとられているというふうにお聞きしました。その活用について、もう1点だけお聞きしたいと思います。

それから、140ページの、斎場機能調査という項目なんですけれども、車で言ったら車検的なものというお話もございました。これ、もう一回だけちょっとお聞きしたいんですけれども、何か車検ということは、車だったら2年とか3年とかいう車検がございます。そういう形で、定期的にされるのかということだけ、お聞きしたいと思っております。

それから、142ページの清掃総務費

の中で、非常勤の方々の、職員の賃金の件なんですけれども、これについてはわかりましたので、ありがとうございます。

それから、144ページの件で、不燃ごみ収集運搬委託料というのがありまして、先ほど、増額の内容についてお聞きしました。これ、まだ私も、昨年にも、再度ちょっと要望させていただいたんですけれども、また、市民の方から、まだあるということで、不燃ごみの収集回数、今、月2回でしたでしょうか、されていると。それから、ペットボトル、これ月1回の収集だと思えるんですけれども、その回数をもう1回とか増加していただけないでしょうかというお話も、かなりございます。そういった中で、この収集回数の増加についてのお考えを、再度お聞きしたいというふうに思います。

それから、151ページの、地域米消費拡大対策事業委託料ということでございますけれども、これ、今、小学校5年生を対象にしての米づくりの体験というんですか、されていると思うんですけれども、これ、私も近所のお子さんに聞くと、結構おもしろかったというお話もございまして、だから、6年になってもやりたいとか、そういうお話もございましたので、これ、例えば、小学校のとき2回するとか、年齢の撤廃というんですか、そういうようなお考えはないのかを、再度お聞きしたいと思います。

それから、156ページの、通行量調査の件なんですけれども、市内の5地区で、34方向ですか、いう形の通行量を調査します。それから、購買の調査について、市内の2,000人の方について調査しますよとかいうお話もございました。この結果をどういう形で公表というんか、市内の方へアピールというんですか、公表されるのかということをお聞きし

たいというふうに思っております。

それから、157ページの企業誘致奨励金についてはわかりましたので、ありがとうございます。

それから、予算概要の58ページの第1児童センター、園庭拡大事業の件なんですけれども、これ、農園をつくられるということもございました。これ、農園というのは、例えば、果物とか野菜とか、そういうことで、どういう内容というんですか、考えておられるのかということをお聞きしたいというふうに思っております。私は、個人的にはというか、地域の委員の方から聞くには、土に取り組むということが非常に大切だということで、できたら野菜の方がいいのかなと、私個人的には思っただけなんですけれども、それで、市の考えをちょっとお聞きしたいと思っております。

それから、予算概要の58ページの、母子家庭自立支援事業の件なんですけれども、これ、先ほど件数をお聞きしますと、約50件ペースですか、年間にふえているということで、これは、この2月末でも241件ということでありました。これ、年間に割ると、大体、1日には1件ぐらいかなというふうに思うんですけれども、この支援事業に対して、支援員の方がお一人ということとされていると聞いておるんですけれども、本当に、今後ふえていくに当たって、一人でもいけるのかなという思いもなきにしもあらずですので、この辺で、それも踏まえて、今後、この支援員の方の育成というんですか、いうことも踏まえて、この自立支援の事業の拡大というか、拡充をお願いしたいと。これは要望としておきますので、よろしく願いいたします。

それから、健康せつつ21の推進事業についてなんですけれども、先ほど、前

年の実績とか評価を行っているということで、もう間もなく取りまとめをされるということも聞いております。これ、中間報告という形ですか。どういう形で報告をされるのか、されるのであれば、どういう時期というか、内容でされるのかというのを、再度、お聞きしたいというふうに思います。

それから、最後になるんですけれども、妊産婦・乳幼児訪問指導事業ということとありますけれども、これ、ことですか、全乳幼児、4か月健診のときに、すべての方に行かれるということなんですけれども、今後、これも継続していかれるのか、そういうお考えはあるのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思っております。以上でございます。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 地域福祉活動拠点と公民館ないし集会所との違いは何なのかというようなことでございますが、同じ地域内にこの3つの施設がそろって行く中で、ご質問のような疑問も出てくるわけでございますが、いわゆる設置運営主体が、それぞれ、まさに公民館であれば社会教育施設として教育委員会の方が運営をしているという形になりますし、また、集会所については、いわゆる自治会に運営をゆだねている施設でもございますし、また、今回、整備をいたします活動拠点につきましては、社会福祉協議会が設置するというので、設置主体が分かっているわけですが、何よりも、一番外見的にわかりやすいのは、この施設そのものが、高齢者であるとか、子どもたちのいわゆる活動の場ということも想定をいたしておりますので、何よりも、活動しやすいようにバリアフリーで、基本的には1階の平家というような想定で考えているということが明らかな違いが

あるわけです。

それから、あと、この運営につきましましては、それぞれの校区の福祉委員会に運営をゆだねて、基本的な考えといたしましては、これが、それぞれの校区、地域でのさまざまな福祉活動の拠点としての役割を担っていくような、活動が今後展開されていくように期待をした中で、建設に臨んでいる施設であるというあたりの違いがあらうかと思えます。

また、先ほど、エリア的な区分けがあるのかというようなことでのご質問もいただいているわけですが、これは、まさにこの施設を使って、さまざまな事業活動がこれから取り組まれていくわけですが、例えば、サロン活動のような形で、対象者を限定したものについては、当然、そのご案内のあった方だけがというような形になりますし、また、一つの例として挙げれば、CSWの活動というようなことで相談室も設けておりますが、例えば、こういうものについては、同じ地域内の方が利用する場合も当然あるわけですが、反対に、相談をされたことが、余りほかの方に知られたくないというような場合については、ほかの地域の方にご利用いただくと。ですから、いわゆるご相談をお聞かせいただく場として、例えば、一津屋の方に別府の方へ来ていただくとか、例えば、役所へ来ていただくとかいうような形の使い方も出てこようかと思うんです。

また、それから、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたが、例えば、介護予防事業的なものを展開する場合については、市の広報等で募集をいたした場合については、必ずしもその校区に限定をせずに、参加者を募っていくというようなことも出てこようかと思えますので、必ずしも、これは、この校区の方にしか使

わせへのやというような趣旨で建設をいたしておるものではございませんので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

○上村委員長 大場次長。

○大場生活環境部次長 青パトの講習会の、支部単位かということですが、支部単位となりますと、12小学校区と12か所ということになりますので、できましたら、中学校区単位ということで考えております。

青パトの講習会に来られる方については、車で来られる方もおられますので、駐車場のある公民館というふうなことで、別府地域については別府小学校をお借りしたいというふうにお願ひしておるところでございます。

あと、5回程度準備しておりますが、その中で、5回の開催で来られないという方もおられると思えますので、それについては、予備として警察署なり、市役所なりでもう一回、6回目を開催したいというふうを考えております。

それと、保険の内容でございますが、今回の青パトは軽自動車を使っていたくことになるんですけども、軽自動車の、21歳以上という年齢条件で、車両保険も入ります。車両保険についても、免責はゼロということです。それから、対人、対物、それから同乗者につきましても、すべて無制限ということで、免責もゼロというような内容の積算をしております。

○上村委員長 紀田参事。

○紀田生活環境部参事 不燃ごみについては月2回、ペットボトルは月1回を、回数増の考え方はということでご質問いただいております。

まず、不燃ごみについてなんですが、不燃ごみの内容を見ますと、ほとんど7割近くが容器包装リサイクルと言われる

ような、例えば、スーパーで買っていただいた包装材であるとか、そういったものがほとんどで7割近く入っております。

今現在、その不燃ごみということで回収させていただいて、燃やす処理をせずに、一定ペースト状に加工して、最終的にはフェニックスの方に持ち込んでおるんですが、これにつきましては、今後、不燃ごみという範疇から外れる可能性が高いわけです。一つは、容器包装リサイクルという法律の趣旨でいくと、いずれその容器包装として、別途、廃プラとしてリサイクル品目として回収する必要がありますし、また、一方、国の方でも今審議されてますが、プラスチックについても、従来、焼却する中でダイオキシン対策ということで、ダイオキシンの発生であるとか、それ以外のいろいろな排ガス対策ということが生じていたんですが、一方で、それを燃やさずに埋め立てるということになると、埋立地が逆に負担がかかるというようなこともございまして、実態から言いますと、北摂7市でも、燃やさずに処理しているのが摂津市と豊中市で、それ以外の5市につきましては焼却処理しているような状況なんです。

そういった状況の中で、急いで収集体制を見直しということではなくて、一定、そういったリサイクルの流れ、また、焼却云々の流れを見る中で検討はしてまいりたいというふうには考えております。

あと、ペットボトル回収の回数増につきましては、以前からご指摘を受けておりまして、それについて、職員内部とも協議を現在進めております。

そういった内容をもとに、今、各小学校区単位で減量推進委員さんにお集まりいただきまして、校区会議というのを、まだすべて終了はしてないんですが、本

年度分の中で、数箇所もう実施しております。

そういった中で、こうこうこういうことで回数増というようなことも、ご意見をお伺いするんですが、してほしいという、私どももそういう思いでどうかなというお問い合わせをさせていただいてるんですが、逆に、私どもの場合、ペットボトルもカゴ回収ということで、その世話をさせていただく必要があるわけです。現在、資源については、びん・缶・ペットボトルの月3回が、ペットボトルをもう1回ふやしてくださいということになると、月4回、当番で、1回分ふえるということにつながってくるわけです。

そういうこともあってか知りませんが、やはりむしろその回数増よりも、もっと自由に出せる拠点をふやしてほしいというような声もいただいております。それについては、比較的、私どもの体制で、今後、絞り込めれば、比較的簡単に対応できるのかなということも。ただ、一方で、そのスーパーさんの協力をお願いして回るということも必要なんですが、市が回収してくれるんなら、ポストといいますか、そういうカゴは置かせていただきたいというようなことをおっしゃっているスーパーもございまして、そういうことも踏まえながら、できるだけ市民のニーズに沿った収集方法を今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 川口参事。

○川口介護保険課参事 要支援の方に対する介護予防サービス計画について、事業所の方に原案プランを一部委託した場合のチェック体制についてというご質問についてお答えさせていただきます。

現在、1月末の数字ですけれども、全体のケアプラン数、要支援1、2で36

6件のうち、委託の件数は102件で、全体の約3割弱程度でございます。

まず、委託の場合には、初回の訪問の方は包括支援センターの職員の方も必ず事業所のケアマネジャーに同席をしまして、ご本人の状態をまず確認をさせていただきまして、その後、ケアマネジャーの方から、サービス開始当初に必要な、ご本人についての基本的な情報ですとか、介護予防サービス計画、ケアプランですけれども、こういったものや、月間のサービス利用予定表、毎週何曜日にヘルパーさんが行くですとか、そういった予定表の提出をまずいただいております。

サービスの内容について、サービス担当者会議ということで、事業所がサービス事業所と会議を開催する折には、必要に応じて、包括支援センターの職員の方が同席するというところで、サービス内容の決定等に、相談等に乗らせていただいております。

その後ですけれども、おおむね3か月に1回は、ケアマネジャーの方から、訪問等の記録などの支援経過表というものを提出いただきましたり、また、当初に立てましたプランの目標の評価ということで、そのような評価についても、3か月ごとに提出をいただいた中で、内容の確認とかサービスの実施状況ということで、目標の達成状況を確認しまして、必要な場合にはプランの見直しということで変えさせていただいているということもございます。

また、支援が困難な事例等も最近ありますので、そういう場合には、ケアマネジャーからの相談も受けまして、訪問に同行するなどして、連携を図りながら対応させていただくということで、チェック体制とあわせまして、支援のような体制をこのような形でとらせていただいております。

おります。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 まず、三次救命救急センターの負担金の人数と金額の関係でございますが、10日を超えます利用者、つまり入院があった場合には、10日までの日数実績、それから、10日未満の場合には入院総実績、1日当たり1万円というのが算定根拠でございます。

それから、ノーバディーズパーフェクトの内容でございますが、講座そのものは、委員がおっしゃられたように、カナダの親支援プログラムの導入を図っているわけなんです、ファシリテータという専門の認定を受けた方が、親御さんとセッションをしながら、育児についての考え方の支援、実際の行動面での、みずからよりよい行動を選び取っていくことができるような支援をするという中身でございます。

9回のセッションと事前の1回の面接という、10回の講座を2コースやっております。その予算の内容は、ファシリテータ2名お越しいただいているんですが、その2名の方の報償費を、委託料といたしましたのは、このファシリテータを養成していらっしゃる、こころの子育てインターねっと関西と委託契約を結ぶ予定でございます。

それから、健康せつ21の報告の時期と内容ということでございますが、この健康せつ21の計画策定が、健康づくり推進協議会というところで計画案をつくっていただいて、市として策定をしたという形をとらせていただいておりますので、中間評価につきましても、平成18年6月19日の健康づくり推進協議会で、その中間評価をすることをご報告いたしまして作業に入りました。

去る1月30日の同協議会の保健調査

部会で、中間の討議をしていただいたところでございます。19年度早々、第1回目の健康づくり推進協議会でご承認をいただいた後、中間評価の冊子として公表できたらと考えております。

それから、乳幼児訪問についてでございますが、先ほど、乳幼児の方の実績を申し上げなかったんですが、乳幼児につきましては、実数が401件、延べ663件の訪問を現在行っております。これに、4か月までの乳児の全数訪問ということが加わり、現在の事業は継続しながら、追加されるというふうに考えております。

○上村委員長 阪口参事。

○阪口健康推進課参事 それでは、市営葬儀に関しましてご答弁させていただきます。

私ども、昨年7月からの市営葬儀の見直しの前後の市営葬儀の動向を知ることから、昨年の12月に、100名の方に対しましてアンケート調査をさせていただきました。1月末までの回収で、69名の方から回答をいただいております。

この活用方法でございますが、アンケートの内容で、個別の意見を記入していただくというような欄がございます。私どもに対しましては、市営葬儀のPR不足というのが読み取れるというようなことで、今後、私どもといたしましては、このPRの方法につきまして、よりわかりやすいしおりの作成だとか、あるいはイベントの開催というようなことも、今後検討、取り組む事項かなと認識しております。

それと、市営葬儀指定店に対するご要望・ご意見もございました。これに関しましては、来週15日に業者会議を予定しております。この折に、個別に業者さ

んに対しまして提示をいたしまして、改善できるところであれば改善していただくというような指導をさせていただきたいと考えております。

続きまして、斎場の機能検査でございますが、先ほど、私、車検というふうに申し上げましたが、他市の事例を見ますと、やっているところもあれば、やっていないところもある。30年たったからやりましたというようなところもございます。そういう性質のもので、必ずしも定期的にやらなければならないというふうなものではございません。

ただ、私ども、今回ご提案をさせていただきましたのは、昭和54年5月の開場から既に28年が経過しますので、その間に、耐用年数と言われる期間のきました部品、機器、ファンとかバーナーですけれども、これを14年度から計画的に交換、更新をしましてまいりました。それで、部品・機器をかえて、性能を、当初の仕様とどう違うのかといったことを、やはり第三者の目で測定をしておくというのが、この時期大事なのかなということでご提案をさせていただいているというようなことでございます。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 水道料金の減免についてでございますけれども、こういった水道料金の減免の対象の方が、基本料金の10立米以上使った場合についても一定の助成をしていくべきではないかという点につきましては、現時点におきましては、制度改正を行っていくことについては、まだ予定をしております。

それから、ふれあい配食サービスについての、土曜日、日曜日の配食についてでございますけれども、ふれあい配食サービスの配食決定に当たりましては、サービスのアセスメント表を出していただき

まして、現在どのような形で食事をとっておられるのか。それから、配食サービスを支給された場合には、こういった形の食事の体制になるのか。1週間分の予定を出していただいて、それに基づいて支給決定をいたしております。

その内容を見ますと、いろいろなケースがございますけれども、結構、家族の方がいらっしゃるけれども、平日はやはり仕事等をされておられまして、食事の提供ができないと。土曜日、日曜日等については家族の方が対応するといったような場合も、ケースも結構ございます。

したがいまして、現時点で、土曜日、日曜日に、本当にその配食サービスを必要とされる方がどのくらいいらっしゃるかについては、慎重な検討を要するかなというふうに思っておりますが、実際にやっぱり必要な方もいらっしゃるということは想定されますことから、今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 第1児童センターの農園の内容でございますが、児童センターにつきましては、基本的に、活動につきましては、児童センターを利用している子どもたちが、スタッフと一緒にいろいろな意見を出し合いながら企画をし、実現をし、いろいろな事業を実施していくという場でございますので、これからまたいろいろな形で検討していくことになろうかとは思いますが、今のところ、声として聞いておりますのは、工事が間に合いましたら、サツマイモを植えて、サツマイモ畑にしたいというふうな話も聞いております。

植えつけとかそれぞれの世話の段階、また、収穫と、収穫したものを使って新しい活動をするという、そういうふうに

活動を広げていくということを考えております。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 先ほどちょっと説明不足でしたので、追加させていただきます。

4か月までの訪問についてでございますが、現在、新生児期や乳児の4か月までにいっている実績は除いて想定しております。

○上村委員長 中井参事。

○中井産業振興課参事 予算書151ページ、地域米消費拡大対策事業委託料についてお答えします。

農業体験事業の実施に当たりましては、市はもちろんでございますが、農業委員会、農業共済、農業協同組合、教育委員会、学校、農地提供者と多くの人がかかわっておりまして、今ここで枠を広げるというようなことはできませんが、年度の初めに農業体験事業の実施について、関係者が集まる協議会が開催されます。その中で、委員の提案について協議願いたいと、このように考えております。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 予算書156ページ、産業振興課、通行量及び購買実態調査の結果の、市内商業事業者への提供方法でございますが、この調査報告は、今後の経営対策に大いに有効利用いただけるよう、各商店会や商業事業者への周知に努めるところで、まず、夜間に商業事業者を対象にした調査分析セミナーを市内公共施設で開催するとともに、ホームページを通して広く情報発信をしてみたいと思います。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 後期高齢者の広域連合の業務についてでございますけれども、本年1月に広域連合が立ち上がり

まして、2月には、本市からも市職員が1名、広域連合の方に派遣をされております。

それで、広域連合の方で、一応事務局体制が確立をして、現在、計画に基づいて順調に事務が進められているというふうに報告を受けております。

○上村委員長 暫時休憩します。

(午後3時 4分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○上村委員長 再開します。

村上委員。

○村上委員 どうも、ご答弁ありがとうございます。

包括支援センターの件につきましては、その方々にあったような形でのプランをしっかりと、また立てていただきまして、その方が要介護とならないような形で、今度、お願いしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、青パトの件なんですけれども、今回、市内で3台目になるかと思うんですけれども、この運営に当たって、主体は防犯委員がされるということになると思うんですけれども、また、防犯委員の方というか、隊員さんの方に負担にならないような形の、今後の運営を、また要望等していただければなと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、広域連合の件なんですけれども、市が直接携わるということではないかと思っておりますので、その慎重管理いうんですか、状況の変化等々があれば、また情報をいただけるような形でお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、地域福祉活動拠点の件なんですけれども、先ほど、集会所のこともお話いただきました。集会所につきまし

ては、今度は建て替えがどうしても必要になってこようかと思っておりますので、そのときには、また、ちょっとその拠点の使用というんですか、それも考慮していただくような形で、今後しっかりとまた運営をしていただければ。それと、あと、地域の方によりよく活用していただけるような形での運営をお願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、ふれあい配食サービスの件なんですけれども、その家族の方が何かで食事の準備ができないような形が生じた折には、例えば、土曜日だけとか日曜日だけとかいう形でも対応できるような形で、今後ちょっと考えていただければと、そういうふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

予算書の138ページの件で、ノーバディーズパーフェクトプログラム委託料の件をお聞きしました。

再度、どのようなというか、対象の方、どういう状況の方がこのプログラムを受けられるのかということと、あと、申請とかどういう形でされるのかと。あと、場所もどういうところで考えておられるのかということだけ、最後にお聞きしたいと思っております。

それから、市営葬儀の件なんですけれども、先ほど、アンケート等々で、業者さんとの会議の中で、指導というか要望していただくということになりましたので、それで、市民の方の意見を本当に聞いていただいて、よりよい市営葬儀にしていただくように、これは要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、斎場機能調査の件なんですけれども、長期にもつようなというか、一回修繕すれば、長期、この次、修繕し

なくてもいいような形でこれまた計画を立てていただいて、業務の改善いうんですか、極力お金を使わないような形でお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

予算書144ページの、不燃ごみ回収の件なんですけれども、先ほど、別にまた拠点を設けてするのであれば、ちょっと考えてもいいかなと、そういうお話もございました。そういうことで、今後とも、不燃ごみの回収、また、ペットボトルについても回数をふやしていただけるような形で、また考えていっていただければなと、そういうふうにありますので、よろしくお願ひいたします。

それと、要望なんですけれども、缶ですか、回収の箱が、何かちょっと一回り小さくなるということをお聞きしたんですけれども、それとあわせて、ああいう回収箱、組み立てたりするとき、結構音がするんです。そういうところで、音がしないようにというんですか、あるところに、例えばパッキンを入れて、ちょっと音を少なくするとか、できるような形で、今後ちょっと改良を考えていただければなと、そういうように思います。これは、よう朝早く組み立てるというか、そのときに、どうしても、朝の4時とか5時とかいう時間帯になっているようなところもございしますので、そういうことで、まだ寝ておられる方もかなりおられるようなことありますので、音が極力でないような形で工夫を、今後ちょっとお願ひしたいなと思います。

それから、地域の米消費拡大対策の件なんですけれども、先ほど、考えていきたいというお話もございましたので、その辺で、対象年齢も上げるなり、下げるなり、回数をふやしていただけるような形で、今後ご検討をお願いしたいとい

うふうにあります。

それから、通行量調査の件なんですけれども、これも、既存の商店街の活性化というんですか、そういうふうに向いてくればいいと思いますので、その辺でしっかりとまたデータをとっていただいて、こういう商店の活性化に向けた内容の公表になるように、これ要望とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それから、健康せつ21の件なんですけれども、当然、公表していただけるというようなこともお聞きしました。今後、健康リーダーさんのさらなる育成というんですか、内容の充実をお願ひしたいというふうにありますので、よろしくお願ひいたします。

それから、妊産婦の件なんですけれども、全員の方を対象に訪問していただけるということでもありますので、今後しっかりと指導等をしていただくような形で継続をしていただければと、そういうふうにありますので、よろしくお願ひいたします。

1点だけ、よろしくお願ひします。

○上村委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 ノーバディーズパーフェクトの対象者でございますが、今現在は、保健活動の中から、例えば、乳幼児訪問指導、それから、4か月児健診、1歳半健診、3歳半健診、それから、地域へ出かけていって行っております育児相談等の場面で、育児不安や育児困難を訴えておられる保護者の方、これらの方々に、保健師の方からお声をかけさせていただいているというのが現状でございます。

プログラムそのものは、一般の母親向けにも不適當ではないということなんです、摂津市では、少し育児不安のある

方を対象として行っております。

それから、場所は、2コースとも、現在は保健センターで実施しております。

○上村委員長 村上委員の質疑が終わりました。

渡辺委員。

○渡辺委員 数点質問させていただきたいと思います。

先ほど、村上委員の中の、広域連合の市町村負担金なんですけれども、2月から職員を派遣されたということで、逐一、職員が行つとるわけですから、何らかの形の連絡等があると思いますし、きちっとそういう点の内容と、それから、今後のタイムスケジュールをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、予算概要の方に移りたいと思いますが、42ページ。

これ、行旅死亡人取扱事業ですかね、このことに関して、ちょっと説明をお願いしたいのと、それから、先ほどもちょっと山崎委員からの質問の中で、ホームレスの自立支援というのがありましたけれども、その中のご答弁で、あんまり実態をつかまれてないということなんですけれども、その行き倒れとの一つの関係もあると思いますし、それから、摂津にはそのような子どもたちはいないと思いますけれども、ホームレスに対してそういういじめとか、それから虐待が他市でもありましたね。そういう面から、やっぱりある程度そういう実態を調査されるということも必要ではないかというふうに私は思いますんですけれども、その点についてちょっとお答え願いたいと思います。

それから、45ページの、重度障害者訪問看護利用料助成金、去年かな、私の代表質問で、重度障害者の在宅ケアということで質問させていただいたと思うん

ですけれども、いろいろこの予算書を見ておきますと、それぞれの入浴サービスとかいろいろな一つの事例があるわけですけれども、いつも細かくそういう障害の度合いとか、障害の種類によって対応が分かれているので、一本化して、そういう障害に関しては一つの窓口というか、職員を絞って専門的に対応するようなお考えはないのかということで、以前に質問したことあるんですけれども、そういう点で、ちょっとその後、そういう検討をされたのかどうか、そういう点もお聞かせ願いたいと思います。

概要の50ページ、介護者支援事業で家族の会ですか、その内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

これ、先日の新聞で、正雀で、76歳の弟が78歳のお姉さんを殺してしまったというような事件がありました。それは、直接そういう介護の問題とは関係あるかないかは、ちょっと新聞紙上では、余り内容を詳しく説明がないんですけれども、よく介護疲れという形で、非常に全国的に、自分の母親をあやめてしまうとか、自分のパートナーをあやめてしまうとかいうような事例がありますけれども、ああいう事件が起きたら、行政としての対応はということを必ずマスコミ等にやっぱり問われるわけです。

やっぱりそういう事例があるというのは、このまち自体がひよっとしたら冷たいまちというふうに思われてしまうのではないかというふうに私は思うわけなんです。

そういう意味で、これ、直接内容はわからないんですけれども、このような実際こういう事件があった中で、その家族の会の内容とか、それから、もしくは、事件の内容がわかるようでしたら、またちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、概要の56ページ、育児支援家庭訪問事業ですけれども、このことについて、状況というか、内容をちょっとお聞かせ願いたいのと、それから、同じく概要の59ページの、ひとり親家庭というのがあるんですけれども、これは、よくひとり親家庭、母子家庭、父子家庭とかいうふうに言われておるので、父子家庭というような一つの中で、どのような父子家庭に対しての援助なり、それからアドバイスなりあるのか、そういうこともちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それから、概要の57ページ、保育所の管理運営事業で、これも、従来、私、質問させていただきましたが、保育所の民営化で、摂津保育所が民営化されたわけですけれども、今後、この後の4保育所を民営化、これも以前質問させていただいたと思うんですけれども、民営化のお考えはないのか。それと、民営化された保育所自体がどのような状況なのか。民営化してよかったのか、悪かったのか、そういう点もちょっとご意見というか、お言葉をいただきたいというふうに思います。以上です。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 予算概要42ページ、43ページにわたります、行旅死亡人取扱事業、それから、ホームレス自立支援事業についてのご質問でございますが、行旅死亡人取扱事業と申しますのは、摂津市内において、いわゆる行き倒れで亡くなった場合の、後の対応を、これ、身元が判明する場合につきましては、ご親族の方と連絡をとって、後の葬祭等、また、遺骨の引き取りをご親族の方にさせていただくわけですが、身元が判明しない場合については、いわゆる納骨等、いわゆるお骨の保管等をここですると同

時に、ここで広告料という項目がございますが、こういうことがあったというようなことで、これ、広告を打って、一応身元照会をするというような関係の費用でございます。

ただし、これにつきましては、毎年1件ないし2件ぐらいの件数でほぼどまっているわけですが、現在、市の方で管理をしております、過去のいわゆるお骨が五十数体ございます。古いものは昭和30年代からのものでございますので、これにつきましては、一応3年程度を経過したのものについては、これまで、毎年1件4,500円の費用をもって遺骨の保管をお願いしてきておるわけですが、平たく申せば、無縁仏というような形で対応させていただきたいということで、本年は、この手数料として138万1,000円を計上させていただいております。

それから、ホームレスの自立支援事業に関してでございますが、先ほどのご答弁の中でも申し上げましたように、これにつきましては、北摂7市3町そろいまして、この自立に向けてのさまざまな、どういう対応ができるのかということでの検討もいたしているわけですが、現在のところは、先ほどのご答弁で申し上げましたように、大社協の方からの巡回相談員を派遣して、実情把握をさせていただくというような対応にとどまっているのが現状でございます。ただし、これ、ほぼ毎月1回ペースぐらいで巡回がされておりまして、巡回結果については、私どもの方に報告書が上がってきておりますが、その内容を見ておりましても、訪問をしても、なかなかお会いできないというケースもございますし、また、お会いしても、もう放っておいてくれというようなことで、その方との関係をとるのが非常に難しい状態の方も相当おられる

というような状況なわけですが、定期的に回っている中で、やはり健康の問題が相当深刻になってまいりますと、やはりご本人さんも治療が必要やというような形になってまいりますと、病院へ入っていただいて、生活保護の方での一時保護をするというような対応もさせていただいているようなところでございますが、なかなかご指摘のように、ホームレスの方に対するいじめとかいう部分については、現況、市の方はなかなか対応はできていないのが現状でございます。

私といたしましても、こういう中で、大社協の方にすべてお任せというようなことではなくて、やはり市域の現況がどうなっているのかというようなことで、淀川の堤防沿いにずっと見に行くというようなこととしておるわけですが、なかなかそれ以上のところまでは踏み込めないというような現状でございます。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 それでは、高齢者障害者福祉課にかかわる分についてご答弁申し上げます。

まず、広域連合の件でございますけれども、委員ご指摘のとおり、1月に広域連合が立ち上がりまして、先ほどご説明申し上げましたように、2月から市の職員が1名派遣されまして、事務局体制も確立したということで、現在、本格的に、20年4月に向けた準備作業に入っているということで、特に問題があるという報告は、広域連合の方からも、あるいは派遣されている職員の方からも聞いておらないところでございます。

なお、今後のスケジュールについてでございますけれども、手元にいただいております広域連合等からの資料によりまして、この4月から、いわゆる医療給付に係る経費の試算、それが6月まで、そ

れから、7月からは保険料率の試算、後期高齢者制度の条例の検討、それから、10月以降、暫定賦課等がありまして、2月から被保険者証の作成、それから、3月には被保険者証の市町村への引き渡し等々のスケジュールで業務が進められるというふうに聞いております。

それから、概要45ページの、重度障害者訪問看護、医療費助成等の、いわゆる重度障害者に対する窓口の一本化といえますか、窓口の問題についてでございますけれども、15年から支援費制度、そして、18年度から障害者自立支援法という法律が施行されまして、いわゆるサービスの利用方法についても、できるだけ一元化をするということで、身体障害者、知的障害者、精神障害者、あるいは障害児の方、とらわれずに、できるだけサービスの提供までに至るまでの経過を透明化・一本化するというところで制度が構築されております。

具体的には、やっぱり障害サービスを受けるに当たりましては、調査を受けていただきまして、それから、障害者の方については、障害程度区分等を受けていただいて、それに基づいてサービスが決定されるということでございますので、基本的には、重度障害者に係る方の具体的なサービスの提供に当たっての窓口は高齢者障害者福祉課が一元化をしているというふうに考えております。

具体的には、やっぱりその方のサービスを含めました生活のあり方をどう支援していくかということにつきましては、保健所や家庭児童相談室や、あるいはひびき園の方で相談事業をしていただいておりますウイングといった関係団体とケア会議等しまして、いろいろな取り組みを行っておりますけれども、サービスに係る基本的な相談窓口は高齢者障害者福祉

課という形で一応整理されているというふうには認識いたしております。

それから、介護者の支援事業、介護者の会でございますけれども、一応、19年度につきましては、電話相談96回や、それから、学習会の講師謝礼等の予算で20万円を計上させていただいておりますけれども、介護者家族の会といいますのは、実際に介護されている方や、あるいは既にもう介護の経験をされて、見ておられた方が会をつくっておられまして、そういった方たちの経験をもとに、いろいろな形での相談業務に乗っていただこうと。特に、やはり認知症の介護等で昼夜を逆転されておりまして、なかなか夜も寝てくれないということで、非常に介護疲れがあるといったような問題点があることも事実でございますので、そういった方の相談等に乗っていただいたり、あるいは地域ごとに学習会というようなものを持っていただきまして、活動などをしていただいております。

特に、今後考えてまいりたいなと考えておりますのは、やはり先ほども申し上げましたように、昼夜逆転をして、なかなか夜も寝られないといったような形で、介護疲れがあると。特に、やっぱり夜、皆さん寝静まっているときに、そういったときに非常に気分的に落ち込むというんですか、そういったようなご意見や実情とかもお聞きしますので、そういったときに、例えば電話、何かこう人と話をすれば、少しは気が晴れるとか、そういったこともございますので、そういったときには電話をする場所があるとか、そういったことは非常に重要なことだと思いますので、今後そういった事業展開か何かができないものかということについても、また、この介護者家族の会の皆さんなどともいろいろご相談しながら進めて

まいりたいなというふうに考えております。

それから、正雀の事件につきましては、残念ながら、恐らく新聞等の報道では、介護保険のサービスを受けられるかもわからないというふうには考えますけれども、実際には介護保険のサービスも受けておられませんでしたし、認定も受けておられない。それから、高齢者福祉の方のいろいろなサービスに関しても全然受けておられなかったということで、我々としては、非常に情報を持っていなかったという現状でございます。

したがって、新聞等の報道以上のことにつきまして、我々の方も承知をしていないというのが現状でございます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 まず、育児支援家庭訪問事業についてでございます。

この事業は、次世代育成支援対策のソフト交付金として、国の補助金事業という形になっております。

摂津市といたしましては、平成15年度からこの事業を開始しておりまして、産後のうつ病ですとか育児ノイローゼ、あるいはさまざまな形で子育てに対して不安のあるご家庭、あるいは孤立感とか虐待のおそれのあるご家庭、そういう子育ての困難なご家庭に対しまして、子育てアドバイザーがご家庭を訪問して、育児、家事などの援助をしながら子育てを支えていくという、そういう事業でございます。

子育てアドバイザーにつきましては、毎年、養成講座を5回連続で開催しておりまして、その講座修了者の中から登録をしていただいております。今現在、21名の方がアドバイザーとして登録をいただいております。

実際にご家庭に行っていただきまして、

先日も、アドバイザーさんのお話をお聞きいたしましたけれども、いろいろなことをちょっとお手伝いしたり、お母さんのお話を聞いたり、そういうようなことを、回数を重ねていく中で、だんだんとお母さんが落ちついていかれるという、そういうような経験談もお聞きしております。

専門的な支援になりますと、保健師、助産師あるいは臨床心理士が家庭を訪問するという形になりますけれども、子育てアドバイザーの方は、専門的な支援といえますよりも、身近なところでできる支援、お話をお聞きしたり、お手伝いをしたり、そういう中で、そこにあなたを見守り、手伝ってくれる人がいつでもいますよという、そういうメッセージを送りながら支援していく、そういったような内容のものでございます。

次に、ひとり親家庭への支援でございますが、特に、父子家庭への援助についてでございますが、父子家庭に対しましては、児童扶養手当と同程度の所得の方に対しまして、ひとり親医療の助成を行っております。

また、母子家庭等日常生活支援事業というのがございまして、ひとり親家庭の方、母子・父子ともにでございますが、ひとり親家庭の方が一時的に生活援助が必要な場合、あるいは生活環境の激変で、日常生活を営むのに支障が生じている場合、そういう場合に、家庭生活支援員としてヘルパーを派遣して、家事や食事の世話など、日常生活のお手伝いをするという、そういう事業でございます。

ほかに、父子家庭の方からいろいろなご相談を、先ほどもお話ししました、母子自立支援員の方で相談をお伺いしたり、あるいは子育てのことで親御さんからご相談があって、家庭児童相談室の方で対

応したり、そういうようなことを重ねてきております。

次に、保育所の管理運営事業についてでございますが、今後の保育所の民営化への考え方ということでございますが、平成14年に行われました保育料等懇談会の方から、財政状況が好転しなければ、さらにもう一か所を検討というようなご意見をいただいております、そのご意見に沿って、現在検討中ということでございます。

民営化された摂津保育園の状況でございますが、公立の保育を引き継ぐということで、現在保育を行っていただいております。その上に立って、摂津保育園独自の新しい取り組みも、保護者の方の意見をいろいろ聞きながら進めているということでございまして、現在、保護者の方からは、いろいろな問題点の指摘といえますよりも、評判としてはいいものをいただいております。

3者会議といたしまして、法人と保護者の代表の方と、それから、市の方から行かせていただいて、会議を1年に何回かずつ開いてきておりますが、その場の中で、何か問題があったときには、全体で協議していきましようということになっておりますけれども、今のところ、問題点としてという形では出されてはおりません。1年目は、民営化された直後でございますのでいろいろな話もございました。その次の年は、建てかえ、そして、建てかえのために移転をするというようなこともありまして、いろいろな問題点も話がされてきたわけでございますが、ことし6月、建てかえをして、新しい園舎で保育を始めるという形で、やっと落ちついて保育が始まったという年であったと思いますけれども、この18年度の3者会議の中では、問題は出されてお

ません。

民営化されて1年後、そして、この1月にも保護者に向けて、現在の保育はどうなのかということでアンケートを実施されていますけれども、そのアンケートの中でも、個々の問題に対しては丁寧に返していただいておりますし、民営化をしたことによる問題点という形では出されていないというのが今の状況でございます。

○上村委員長 渡辺委員。

○渡辺委員 それでは、2回目の質問をします。

広域連合の件はわかりました。また、大変やと思いますけれども、頑張りたいと思います。

それから、行旅死亡人取扱事業の件、これは、そういう形で五十数件あるという形でございますので、それはよくわかりましたけれども、ちなみに、処分するという形をちょっとお聞きしましたんですけれども、どのように処分されるのか、それだけちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、ホームレスのことに關しては、非常にそれなりの業務がある中で、毎日、毎日ホームレスの所在を確認するというのは、これは当然無理というふうに思います。それで、月に一遍、そういう形で堤防等をそういうふうに見ていかれるというのは、これも継続してやっていただきたいと思うんですけれども、私の知っとる限り、何人かの方はホームレスおられます。摂津にはそのような事件はないと思うんですけれども、ただ、非常に全国的にそのような事件もありましたし、そういう点では、ホームレスの方々の人権ということをしっかりと考えた中で、支援という形は、僕は、ホームレスの方々の心理的なことを考えますと、な

かなか社会との接点を持つというのは難しいとは思いますが。ただ、そういう虐待とかいじめとかいうことに関しては、やっぱり人権という観点から、それはもう未然に防ぐという形とか、安全なところに避難させるとか、そういうことも時には必要になると思えますし、また、温暖化とって、暖冬やという形ですけれども、やっぱり寒い日とかありますので、そういう点は、しっかりと今後念頭に置いて対応していただきたいと、これも要望しておきます。

それから、重度の障害者訪問の件、了解しました。そういうことでしたら結構でございますので、よろしく願います。

それから、介護の支援事業のことなんですが、本当に、先日も、NHKで特集をやりました。特に、男性の方は思い込みがきつみみたいで、支援をいっぱい受けなあかんの、私の責任で家内はこんなことになったんやとか、私の責任で母親はこんなことになったという、そういう思い込みがきつくて、そういう周りのさまざまなそういう補助とか援助とか、それから、支援とかいうことを余り受けずに、思い詰めてしまった上にそのような事件を起こすというようなことをNHKでこの前やりましたけれども、正雀のこの事件がそれに直接つながると思いませんけれども、ただ、そういうような、例えば、何らかのアドバイスがあった場合に、ひょっとしたらこういう事件が起きなかったかもしれません。一切そういうことを受けてないという形で、把握されていないということをご答弁いただきましたけれども、何らかの形で我々議員とか、それから、地域の自治会の方とか民生委員の方々が何らかの形で接触しとったら、こういう事件は未然に防げた

んではないかと私は勝手に思ってるんですけども、そういう点から、しっかりと、これからますます高齢化になってきたときに、そのようなことが非常に懸念されますし、我々地域社会が、例えば、子どもの安全・安心という形で皆一生懸命取り組んでおられるわけですけれども、やっぱり高齢者のこういう、これはみんな抱えていかなあかん問題というふうに思います。私ら関係ないねんというふうに、ここにおられる方もだれも言われへんと思います。これから、そういうことは何らかの形でかかわってくるだけに、非常に神経を研ぎ澄まして対応していくことが必要ではないか、そして、情報の収集が必要ではないかというふうに思いますので、そのことも要望しておきたいと思います。

それから、次に、育児支援家庭訪問事業ですけれども、本当に、昔は大家族で、時には自分の親なり、それから、姑さんなりに、子育てのことに關してはいろいろなことで聞けたというふうに思うんですけども、核家族になって、これがどんどんどんどんこの状況が続く中で、今さまざまな事件が起きているということがあるわけです。

ちょっと場所はわかりましたけれども、赤ちゃんポストという形で、自分がどうしても子育てできないという形で、病院にそれを預けるとか、捨て子の、言葉は悪いんですけども、そういう専門的に扱うことを病院が申し出て、それが是や非やということで非常に議論されているようなことをちょっとお聞きしたんですけども、本当に、最終的にシグナルといますか、非常に子育てをしているお母さんが危機的な状況にある場合は、そういうときには、やっぱり協力して、いつときでもその子どもを母親から引き離す

ことに必要ではないかというふうに思いますので、そういう点も、先ほどの老人のこともありましたけれども、そういう点も、これから非常にそういう事件が起きるといのは地域が冷たいということになるわけですから、そういう点もしっかりアドバイスのほどをさらにお願ひしたいというふうに、これも要望しておきます。

それから、ひとり親家庭の件ですけれども、これも先ほどの話とちょっとつながるんですけども、やっぱり父子家庭というのは、非常にそういう点、僕の友達というか、そういう方々の話を聞いても、個人の人間性にもよるんですけども、ちょっと雑になってしまうということがあって、非常にそういう点で、今いろいろなことで相談したらええのに、それを相談しないというような父親が多いというふうにちょっと聞いております。

そういう点も、さらに温かい手を差し伸べていただいて、母子家庭に対しては、ずっといろいろな一連の国からの補助とかそういうものがあるわけですけれども、父子家庭という名前を上げて、そういう補助というのはほとんどないような状況ですので、そういう点もしっかりとお願ひしたいと思います。これも要望しておきます。

それから、最後に、保育園の民営化の件ですけれども、ちょうど私が議長の時でした。民営化問題で非常に揺れ動いて、非常に反対運動も起きた中で民営化されたわけです。あのときには、民営化問題で、官から民という形になったら、非常に質が悪くなるというような、一つの状況を保護者の方が訴えておられたわけですけれども、現実問題として、非常に評判がいい、そして、保護者と、それから保育所の職員の方々、それから、そ

ここに携わる経営者の方々と、非常にうまいこといってるといようなご答弁いただいたわけですから。そういうことを考えますと、官から民という形が、それは否定的なものではないわけであって、財政的なことを考えますと、あと4保育所を、できるだけ早急に民の方に移してもいいんじゃないか、そのように私は思うのでありまして、問題があったら、それは問題としてしっかりと考えていかなあかんのですけれども、それが問題なく、非常に評判がいいという形で、現時点であるのであれば、そういう点を具体的に議論する必要があるんじゃないかというふうに、1園に関してはそのような方向でという形があるんですけれども、今の財政状況を考えますと、ちょっと好転と申しますか、ええ方向にというふうな、この前の市長のご答弁あったわけですからけれども、早急にそういう形をとられる必要があるんじゃないかというふうに思いますけれども、その点に関して、ちょっと一言だけご答弁お願いしたいと思います。以上です。

○上村委員長 佐藤次長。

○佐藤保健福祉部次長 行旅死亡人の取扱事業の件でございますが、先ほど、五十数体というように申し上げましたが、現在、54体でございます。このうち、おおむね3年を経過したものについては、今回、この19年度の中で、いわゆる無縁仏の塚におさめさせていただいて、供養いただくというように考えをいたしております。これは、先ほどのご答弁でも申し上げましたように、54体あるわけですが、一番古いのはもう四十数年前からというように形になってありまして、1体につき、年額4,500円の遺骨保管料をお支払いして、千里丘の方にあるお寺で、現在保管いただ

ておるわけですが、おおむね3年程度で引き取りのない場合については、それ以降、なかなかあらわれてくるというようにことは見込みにくいという状況もございますので、そういうような対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○上村委員長 小野助役。

○小野助役 当然、きのう、おとこの議論になっておりましたように、別府保育所問題はどの方向でいくかと、まだ決めてはおりませんが、内部では議論いたしております。

ただ、今、現実言えることは、別府保育所は、たしか小規模保育所でございますので、民でいったときに、その受け手の問題なり、そういったことがスムーズにいけるかどうかということも、まだ議論はいたしております。

それから、今後の課題としてあるのは、幼保一元の問題も一定出ていることは事実であります。

したがって、公でいくか民でいくか、また、今後における、池田市は、たしかことし幼保一元化、一つやりました。そんなことの大きく課題がかかわっておりますし、私個人としては、摂津保育所の民でいったときに、非常にうまく移行ができたと思っております。そのとき、民の需要の問題、民が受けてくれるならばどこが受けてくれるであろうか。そして、過去の例であれば、用地は市で持つとなったときに、どういう形で措置ができるか。跡地は売却というように考え方を持っておりますが、それとの整合性と、いろいろ考え方がございます。否定はいたしておりません。民で今までの実績があり、子育て総合支援センターが非常に評価が高いと、府下的には非常に評価をしてもらっている施設でもありますし、

あれも非常に反対がありましたけれども、結果的には、摂津市の一つの顔になるようなものができておりますので、私も摂津保育所の方に行かせてもらって、相当厳しく保護者から指摘されましたけれども、うまくスムーズにいけたということがございますから、そのことを視野に入れながら、市としてどの方向をとるか。いましばらく時間いただいて、議論した上で、また議会にもお示しいたしたいなということを思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○上村委員長 渡辺委員の質問が終わりました。

安藤委員。

○安藤委員 それでは、質問をさせていただきます。

できるだけ重ならないように質問させていただきたいと思っておりますので、重なった場合はよろしくお願いいたします。

先ほどからの質疑の中で、生活保護の受給者、申請者の数、または、児童扶養手当の数、ひとり親医療制度を受けておられる人の数や、水道料金の福祉減免を受けておられる方の急増などのご答弁をお聞きしております、やはりこの間の構造改革路線のもとで、格差と貧困の広がりというのが、私たちのまちの中にも本当に身近なところにきているんだなというふうに実感をしています。

そうした中で、やはり身近な自治体、摂津市、自治体の役割というのは、もう釈迦に説法で恐縮なんですけれども、地方自治法にしっかり明記されていますように、住民の福祉の増進を図ること、これが大きな役割であります。市民の暮らしが本当に大変な中で、または痛みの連続であったり、辛抱の連続のもとだからこそ、市民の暮らしにかかわる事業を審議する、民生所管で気を引き締めて議論

をしていかなければいけないなど、改めて感じています。

日本共産党議員団の代表質問の中でも、基本線というのは、財政難の中で、たばこ税や、それから、定率減税の縮小による増税であったり、それから、一部法人税が伸びたり、それから、三位一体の改革等々で税源移譲があるなど、26億4,000万円でしたですか、市税収入が今年度ふえています。ふえているからといって、直ちに財政状況が好転していないということは理解をしているわけですがけれども、当面の危機を脱したという状況のもとで、この増収分の市税収入、これ一般財源でありますから、これをどこにどのように配分していくのかと、そのことが今本当に問われているんじゃないかなというふうに思っています。

私、計算をさせていただいたんですけども、一般財源で、予算書の初めの方に、款別に一般財源が出ておりましたので、それをずっと足してみました。一般財源で約13億円ほど、昨年と比べるとふえています。これがどこにどのように配分されているかというのをちょっとグラフにしてみたんです。

私は、やはり市民の暮らし、こんなに大変な状況であって、ほっとしても収入がどんどん落ちていく。もしくは、収入は落ちなくても税金がふえたり、保険料がふえたりということで、可処分所得がどんどん落ち込んでいると。そういうもとでするので、やはり市民の暮らしの方に向けて、民生費であるとか衛生費であるとか、もちろん教育、いろいろな分野での扶助費であるとか、そこにきちんとした目を、配分を強化していく必要があるというふうに思うわけですがけれども、ちょっと見てみますと、例えば、民生費ですが、一般財源12億8,800万円ふえてる

んですけれども、民生費に配分されている率は8.8%なんです。

一方で土木費、土木費といっても、もちろんいろいろな土木費あります。何かもっと精査しないとあきませんけれども、土木費見ますと39.72%と大きいんです。

もう少し細かく見ていきますと、今回は、これは建設の方でやっておられるかと思えますけれども、生活道路の、今までずっと放置されていたものの中で、段差のところを、ちょっと今回はお金投入してやっていこうという部分もありますけれども、やはり区画整理であったり、基盤整備、南千里丘のまちづくりの方にお金がかなり集中してきているということが見てとれるというふうに思います。

私は、こうしたお金の使い方、ふえた分の中のわずか8.8%しか民生費に配られてないというところを、やっぱり見直して行って、市民の暮らしを支えるような予算配分をするということをぜひ求めていきたいというふうに思いながら質問に入っていきたいと思います。

最初ですけれども、ちょっと先ほどからもご質問がありました。これ短くお聞きしますけれども、大阪府の後期高齢者医療広域連合運営事業、12月の議会で、私、これ、市民の75歳以上の方々の医療、健康、命を守るという大事な保険制度を、白紙委任で、何かわけのわからないところに丸なげしてしまう、こんなもんじゃないかということで反対をしたわけなんです。しかし、ほかの地域も一斉にどんどん進めて行って、摂津市だけが乗りおくれることができないというような形で、あれよ、あれよという形で、こういった後期高齢者医療広域連合というものがどんどんでき上がってきて、先ほど、特に問題なくスムーズに進んでい

るというようなお話があったわけですが、一体どこでどのような形で決められて、そして、我々に報告があるのか。それから、やっぱり市民の方々、高齢者の方々の医療にかかわること、医療保険にかかわることですから、市民の声がどのように反映されるのか、そういった仕組みはどうなっているのかなど。前回はお聞きしましたが、まだはっきりしたことがわからないということだったんですけれども、今現時点で、どのような形になっているのか、わかる範囲で、わかる範囲というか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、二つ目が、障害者自立支援の問題です。

これも1点だけお聞きします。

午前中の山崎委員の質議の中でもありましたが、もう法律が決まってわずか1年、本格実施されてまだ6か月もたたないのに、国の方が新たな見直しをとらざるを得ないような状況になってきまして、国の方が減免策を講じてきました。これはもう、やはり基本的な応益負担というところで、自立支援法の矛盾点が解決したということではありませんから、そこは問題だと思えますけれども、しかし、障害者の方々の負担を軽減するという意味では、これはもう歓迎できるものだと思います。

摂津市は、ほかの周りの市と比べても、一歩進んだ形で、国の制度ではこれはあかんということで、独自の減免制度をとってきました。今回、国の方が新たな減免制度をとった上で、摂津市は、その国の制度に乗ったままなのか、それとも、国が一歩進めたわけですから、摂津市もやはり応益負担的な、そういった矛盾の部分を解決するために、もう一歩軽減策を講じるのかどうか、そのお考え

があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、三つ目ですが、予算概要の48ページになりますが、特別会計の繰出金の問題です。国保の特別会計の繰出金についてお聞きしたいと思います。

先ほど、ここ3年ほどの繰出金の推移をお話しいただきました。その中で、法定外の繰出金の報告もしていただきましたけれども、わずかながら少しずつ減ってきているわけです。これはなぜ減ってきているのか。そして、この法定外の繰出金を出しているその目的、意味合いというのは一体何なのか、そのことをちょっと確認をしたいと思いますので、お願いします。

それから、保育所の関係です。保育所管理運営。概要の57ページ、それから、その前のページで、民間保育所にかかわる問題であります。定率減税が平成18年度の所得税で半減されました。今、確定申告も大詰めを迎えておりますけれども、いつも、税率が20%軽減できてたところを、今回の確定申告から10%の軽減ということで、税負担がふえています。保育所の保育料というのは、ご承知のように、所得税の額によって段階が決められているわけですが、収入・所得が変わらないけれども、定率減税が縮小されたことによって、所得税額が上がる方が出ていらっしゃる。そういう方が、そのランクの範囲内で移動すれば保育料は変わりませんが、ランクが一つ上に上がる、テーブルが一つ上に上がることによって、収入は変わっていないのに、税金も上がり、そして保育料も上がるということが非常に心配されています。8分の9倍ふえるというふうに言われていて、国の方でも8分の9倍掛けた国の基準というのを示していると思いますけれども、

ども、摂津市としてどのような対応をとっておられるのかどうか。

それから、来年は、定率減税はいよいよ半減から完全に廃止されるという方針になりますけれども、そのときの対応についてもお聞かせいただけたらと思います。

それから、先ほどから、ひとり親家庭支援、母子家庭の自立支援の問題等にかかわってなんですけれども、ひとり親家庭の自立支援促進計画というのが今出されて、パブリックコメントにかかっているわけなんですけれども、その中で、アンケートの結果や統計の結果を見ますと、やはり収入の大半が給与収入、もしくは児童扶養手当という答えになっていたかと思えます。そして、働いている方も、もっと収入のいいところにかわりたいんやというような結果が出ていたかと思えます。

国の方が児童扶養手当を、来年からですか、5年経過後に、児童扶養手当を削減していくというようなことを決めているというふうに認識しています。先ほどからも、自立支援のお話をされていて、もちろん、自立支援の相談員の方々が相談に乗っていくということはすごく大事なことですし、就業支援をしていくということも非常に大事なことだと思いますけれども、それでは、そのアンケートの結果にあらわれているように、就職、働く気持ちはあっても、働く場所があっても、生活できるほどの収入を得られるような仕事が直ちに見つかるのかどうか。それが見つからないうちに、児童扶養手当がどんどん削減されていく中で、NHKのワーキングプア特集ではありませんけれども、働いても、働いても生活が楽にならない。夜も朝も働いて、子どもをやむなく家に残したまま働かなければいけない。そういった事態は打開できない

要ではないかなと思いますけれども、どうでしょうか。

あわせて、今回、三箇牧水路で非常に高濃度のダイオキシンの泥土が発見されて、今その除去作業の方でいろいろご苦労をいただいているわけですが、この分析、原因の分析というのは大阪府の方に任せているわけですが、地元の自治体として、どのような対応をとられるのか。

それから、三箇牧水路、今回、非常に汚染物質が見つかった地域というのは、一般の方々がふだんなかなか通らないようなところで、まさに不法投棄があってもわからないような地域であって、今回、その土をさらって、中間処分でありますけれども、処分したとしても、今後同じようなことが起きないとも言えないと思いますが、その点の、不法投棄の監視カメラ等の更新料もありますけれども、そういった再発防止にかかわる手だてというものを、新年度考えておられるのかどうかお聞かせください。

それから、これは要望としますが、午前中も質問がありました、中小企業金融対策事業についてです。

一つだけ聞かせていただきたいんですけども、摂津市の制度融資、利子補給と保証料の補給という制度、1.1%という低い金利でということで、非常に中小業者の方々にとってはありがたい制度だと思います。事務報告書の方を見ても、多くの方が利用されているわけですが、この間の金利上昇にかかわって、それから、先ほどもご答弁がありましたけれども、信用補完制度の見直しというようなことが、ことしの11月に向けていろいろ結論が出ていくという中で、その金利上昇の影響というのが直ちにこの摂津市のこの制度に影響を与えるものなのかど

うか。先ほどは、力強く堅持していきたいというお話がありましたけれども、その線でご答弁をいただけたらと思います。

最後の項目の質問ですが、消費生活相談ルームです。これ要望としておきます。多重債務、先ほど、山崎委員からもありました。多重債務の相談窓口、これは、ご承知のとおり、非常に高い金利で、全国に多重債務の問題が起きました。グレーゾーンの撤廃などを含む貸金業法の改正がついに国会で通ったと。その中で附帯決議として、今現在の多重債務者の方々の相談窓口、弁護士会や貸金業界ですとか、いろいろなところでやっちはいるけれども、それから、クレジット・サラ金の被害対策協議会の有名な弁護士さんたちなどもやっておられますが、圧倒的に窓口が足りないというのが実態だそうです。ということから、やはり自治体でも窓口を設けていくことが必要だということで、国会が政府に対して、各自治体に要請しなさいというような附帯決議を出して、政府の方も、各自治体の方に検討しなさいというようなことで、どのような形だったかわかりませんが、出されたというのを新聞で読みました。

先ほども、庁内で相談窓口の担当の方々が連携して、会議をして、連携を図っていくんだというようなお話がありました。ただ、多重債務の整理というのは、先ほどもありましたように、特定調停であったり任意整理であったり、個人再生であったり、いろいろ非常に専門的な知識を必要としますから、弁護士さんの方につないでいくんだというようなお話があったわけです。弁護士さんに対しては、どんな弁護士さんかということ、貸金業界の弁護士さんだったかなというふうに思うんですけども、先ほどご紹介いただきました滋賀県の野洲市というところでは、

消費生活相談員さん、嘱託職員さんだそうですねけれども、それこそ、各担当窓口の方々と連携をとって、例えば、生活保護の窓口へ相談に来られた方が、多重債務の借金があって、これが生活再建自立の一番の問題だというときに、すぐにそこにつないでいく。国保の窓口で、滞納のある方と納付相談ができた。そのときに、この方がどうしても払えないというのは、相談をする中で、ちょっと多重債務というのがあるんじゃないかなというときに、すぐにそこへつないでいくと。つながれた生活相談員の方は、もちろんいろいろアドバイスをして、弁護士さんにつなぐわけですねけれども、そのつなぐ弁護士さんには、ここに行きなさいよということで投げるのではなくて、弁護士さんに、直接そこから電話をしてアポイントをとって、コンタクトをとるところまで丁寧にやられるそうです。

そうするには、やはりお互いの信頼関係がどうしても必要だというふうにおっしゃっているわけですねけれども、その弁護士さんや司法書士さんでもできますけれども、貸金業界の全く知らないようなところに行きなさいよというのであれば、市の窓口で相談に来るだけでも、かなり思い切った、勇気を持ってしか来られない方が、次に、じゃあ弁護士さんのところに足を運べるかどうかという問題があるそうなんです。そういう観点から、弁護士さんに直接つないで、その場でアポイントをとる。そのつなぐ弁護士さんも、できたら地元の近い弁護士さんや司法書士さん、弁護士会や司法書士会の方々に協力をいただいて、非常に近いところでの専門の方に協力を仰ぐということをおっしゃっておられました。

摂津市としても、今いろいろとご検討いただいておりますので、こう

いったこともぜひ参考にさせていただいて、効果的な、多重債務の相談窓口にさせていただくように、要望しておきます。

○上村委員長 前川参事。

○前川生活環境部参事 公害関係の、大気汚染の二酸化窒素の測定の数のご質問でございますけれども、現在、大阪府、常時監視という形で、中央環状線の自動車排ガス測定局、これ、市役所の横に1か所ございます。それを補完する意味で、市独自で簡易測定という形で二酸化窒素の測定を16か所実施してございます。

摂津市の面積的に考えますと、約1平方キロに1か所という形で、細かく実施しているところでございます。

それと、道路に面するところと面しないところを分けて実施しておりまして、幹線道路についても5か所、面しないところについて11か所という形の内訳となっております。二酸化窒素を市域で把握するためには十分であろうというふうには考えてございます。

それと、三箇牧水路のダイオキシン対策で、市として何ができるのかというご質問でございますけれども、除去工事につきましては、市の下水道の方で負担金も出しておりますし、原因究明について大阪府と連携をとりながら、原因調査という形で、一緒に調査、立入指導等を行ってございます。できるだけ早い時期に原因究明できますように、府に要望してまいりたいというふうには考えております。

それと、今後、さらにダイオキシンが排出されたらどうするかということでございますけれども、一応、専門部会の方において、現在、底質汚泥の除去後の監視体制について検討していただいております。定期的に河川等を調査するというふうには聞いてますので、それをもって、今後の監視体制を行っていきたく

いうふうに考えております。

○上村委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 国民健康保険の特別会計への繰出金の中で、法定外の繰出金が減ってきているのではないかと。その理由についてですが、実は、同じ繰出金の中で、法定内、法律で義務づけられているものの中に、保険基盤安定負担金と申しまして、先ほども若干触れさせていただきましたが、一定の所得の段階によって保険料の7割、5割、2割の軽減措置に係る財政補てんという部分がございますが、その分が軽減分という形であるんですが、同じ基盤安定の部分で、保険者支援分というものがございまして、これにつきましては、7割、5割の保険料の軽減がかかった被保数に応じて、それぞれ財政補てんされる部分がございます。その部分と合わせまして、法定外の繰入金との合算で、当座の額を見ているわけですが、法定外の分が減っているということにつきましては、今言いました保険者支援分という部分が年々ふえてきている状況でございますので、トータルで見ると、変更はなしという形になっております。

そして、この法定外の繰り出しをしている理由についてですが、予算の名目上も、この部分につきましては、保険料の軽減分の繰り入れという形の措置をとっておりますので、その名のとおり、保険料を抑えるというような意味合いのものと考えます。

○上村委員長 稲村課長。

○稲村こども育成課長 まず、保育所の保育料の件についてでございますが、定率減税が20%から10%になったということで、保育料への影響はどうかというご質問でございますが、同程度の収入であれば、同程度の保育料という

ことを基本に考えております。

今回、保育料の徴収につきましては、徴収基準を一部変更しております。額の変更ではなく、基準の部分について、今までと同じ保育料をお支払いというような形での変更ということでございます。

これにつきましては、19年度分も20年度分につきましても同じ方向で考えていきたいというふうに思っております。

2点目に、ひとり親家庭の自立促進計画についてでございますが、児童扶養手当を受給されている方へアンケートをいたしましたので、収入について不安をお持ちであったりとか、収入のいいところにかわりたいというふうに声が出されてくるのは、本当に当然のことだと思っております。

そういった生活の中で、さらに児童扶養手当が20年4月から減額ということになりましたら、今の生活はどうなるんだろうという不安を、実際に母子家庭の方がお持ちであるというのも、さまざまところから切実な声も聞かせていただいておりますし、実際、安定した就労にすぐに結びつくというような状況でもございませぬので、できるだけ私たちとしましては、そういう方向に支援をいたしてはいきますけれども、今の厳しい状況もございませぬので、直ちに安定した収入が得られるということはなかなか難しいところであろうかというふうには考えております。

そういう生活の中で、児童扶養手当が減額されるということになりましたら、そのことに対する不安の声を直接お聞きしている私たちが、やはり府とか国とかにも、いろいろな形で届けていく必要があるのではないかとこのふうには考えております。

3点目に、乳幼児の医療助成の問題で

ございますが、今年度、1歳引き上げということで、2,500万円の増ということで予算に計上させていただいております。これは、子育て支援の充実ということの一環でございますので、ご指摘のありましたとおり、平成20年度になりましたら、健康保険法の一部改正によりまして、さらに600万円の増で就学前まで引き上げができるということでございますので、19年度には1歳の引き上げ、さらに、就学前までにつきましては、次に向けての検討をということで考えております。

○上村委員長 登阪参事。

○登阪保健福祉部参事 まず、後期高齢者医療のシステム構築に向けた広域連合の取り組みの内容についてどのように周知を図っていくかということについてでございますが、広域連合の方には広域連合の方で議会もでございますが、市といたしましては、先ほどのご質問でもご説明いたしましたように、広域連合の方から、現在示されておりますスケジュールに基づきますと、7月から9月あたりで保険料率の試算、それから、条例の検討を行うということで、当然、こういった制度の根幹にかかわる内容につきましては、市町村との調整があるわけでございますので、そうした時期におきましては、広域連合と市町村の間で議論されているような内容につきまして、形はどのような形になるにいたしましても、議会の方に報告等をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、自立支援法による利用者負担でございますが、市の方は、国の制度を上回るということで、国制度と地域生活支援事業の総合の上限負担制度を設けたわけでございます。今回、国の方が国制度の上限の負担を4分の1に引き下げ

るという特別措置を実施することになりました。

今後の利用者負担のあり方につきまして、私どもの方も、これまでは、利用料全体に網をかけるような形での利用者負担の軽減について考えてまいりましたが、今回、国もそういった形、4分の1の上限負担に引き下げてきたということを踏まえまして、今後、やっぱり利用者負担のあり方について、例えば、代表質問でも、今後数年間のうちに、作業所や小規模通所授産施設が新しい体系の方へ移行していかなければならない。その移行した際の利用料や食事代についての言及がございましたけれども、やっぱりそういった摂津市における具体的な今のサービスの状況等を踏まえて、やはりどのような形が一番利用者の方にとって負担になるのか、そのあたりについては、もう少し国の今回の取り組みの状況、それから、やはり作業所や小規模通所授産施設が、国が思うとおりに新体系へ移行しないということになりますと、また、改めて、そのあたりにつきましても一定の制度の見直しなり、特別的な措置というようなことも十分想定されるということから、そういった動きもかんがみながら、市独自の利用者負担のあり方について、引き続き検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○上村委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 産業振興課の中小企業金融対策事業についてでございますが、現在、ゼロ金利が解除され、二度目の利上げもされたところであり、全体的に金利が上昇しており、平成19年4月1日から9月まで、現状の条件でまず融資制度がいけるのか、また、10月以降、府が創設する制度の利率や保証料を基準

に行わなければならないとか、あるいは預託により、独自で利率を設定できるのか定かではございません。

市内金融機関とは来々週早々に融資会議を、また、府の制度は月末に説明会がございます。そこにおいて、まだまだ中小企業の経営状態は厳しいことを訴え、少しでも負担がふえないよう努力してまいりたいと思っております。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 後期高齢者医療の広域連合につきましては、先ほどもご説明ありましたけれども、今まで、給与所得の扶養者として、保険料のかかってなかった方々、700人というふうに先ほどお話があったかと思っておりますけれども、新たに保険料が発生してくると。後期高齢者の方だけでの医療保険制度になりますから、当初は、国民健康保険料よりも負担が少ないというふうな説明が前にありましたけれども、これは、医療費がどんどん膨れ上がってくれば、どんどん高齢者の方々、75歳以上の方々というのは、もう収入がふえていく人はそれほど多くないと思えますし、収入はどんどん減っていく中で、介護保険と同じように、年金からの天引きという形でやられる制度ということで、本当に高齢者の方々の暮らしにかかわる問題として、私たちは、やはり市民の暮らしや高齢者の方々の命を守るということで、こういう場へ出てきてご意見を申し上げ、そして、よりよいものにしていきたいということを出てきているわけで、大阪府の方の連合の方に移ったからといって、そちらの方でやっているということで、ほっておくわけにはいかない問題だというふうに思えますし、そういうふうな立場で、ぜひちょっと注視をしていただき、そして、その内容についてご報告をいただきつつ、意見を言う

場所、それから、市民から意見を言う場所、請願権の問題等々も、ちょっと私どもも勉強しますけれども、いろいろと教えていただけたらと思います。要望にしておきます。

それから、自立支援法についての独自軽減策、さらに踏み込んだというふうなお話ですが、これももう要望にしておきますが、障害の重い人ほど、自立のためにサービスを受けようと思うと、そのサービスの量によって利用料が決まるということですので、本当にこんな非人間的な制度はないと。この根本的な問題が解決しない限り、やはり障害をお持ちの方々の基本的な矛盾とか、自立のための生活というのはなかなか難しいんじゃないかなというふうな思いでもいます。

そんな中で、国の方の見直しがやられたという点を見ていただいて、今お話ありましたように、さらなる軽減策等を模索していただくように要望しておきます。

それから、国保の特別会計繰り出しについてでありますけれども、法定の方の基盤安定の方がふえたので、繰出金の合計額は変わってませんよというふうなご説明なんですけれども、私、気にしているのは、摂津市として、法定外とおっしゃいますから法定外と言いますが、法定外で、摂津市の政策として、高い保険料を軽減するために幾ら出すのかという、その摂津市の姿勢としての繰出金をちょっと取り上げているんです。ですから、国の方の制度がかわって、基盤安定の方の繰出金が出たから、例えば、4,500万円ふえたから、そしたら、もうプラスマイナスゼロだから、市の方の負担は減らしましょうというふうなことではないんじゃないかなというふうに思うわけです。

今、法定外の繰出金は保険料軽減のた

めだというふうにおっしゃいましたけれども、まさにそのとおりで、摂津にかかわらず、国民健康保険の制度そのものが、やはり矛盾を抱えたもので、国の国庫負担が、これ、この間国会でもやりましたね。1984年に退職者医療の制度をつくったときに、5割、国が持ってた分を大幅に減らして、37%ぐらいまで下げてしまった。国保に加入している人も、昔は農家の方であったり、自営業者の方が中心だったけれども、今は格差社会のもとで、失業されている方、それから、収入のない高齢者の方々、または、零細企業で働いている自営業者の方々、さらには、今問題になっている、ワーキングプアと言われている若い人たち。収入が非常に低い人たち。この間のいろいろな説明をいただいた中で私もわかってきたんですが、国保に加入している人の7割が年間所得200万円以下だと、摂津市の場合、というような状況のもとで、高い保険料を軽減しないと、全国のいろいろなところで保険料が払えなくて、保険証を取り上げられて、お医者さんにかかるにもかかれない、お医者さんに行くのを我慢しているうちに手おくれになって亡くなったと。これが医療連の報告などでも国会で取り上げられてましたけれども、国民皆保険制度そのものを崩していきかねないような状態のもとで、摂津市は、大阪府内のほかの市と比べると、一人当たりのこの法定外の繰出金も出して、保険料軽減に努めてきたというふうに思うんです。

2003年に、法定外繰り出し、保険料軽減分の繰り出しは3億2,200万円あったものが、今回の新年度予算では、2億7,600万円ほどだったと思いますけれども、下がってきています。それに伴って、保険料の方もやはり上がって

きています。

例えば、年間所得200万円の方、ひとり世帯の方、平成15年のとき、2003年のときには、年間の保険料は、医療分だけで17万6,442円、これは国保運協に出された資料から出しました。

17万6,442円です。この2003年から、この繰り出しを約5,000万円ほど減らして、今回提案されている平成19年の200万円の方の保険料は20万3,614円と2万7,172円上がります。これ年間所得が200万円の方です。年間200万円の所得で、20万円の、国保だけで1割の負担が、国保料なんです。これにまだ国民年金がかかり、40歳以上の方でしたら介護保険料もかかります。

ちなみに、平成15年から平成19年では、約1万4,000円ほど介護保険料も上がりますから、合わせますと約4万円保険料が上がるわけです。所得200万円で、二人世帯の方で見ますと、介護保険料と合わせると、年間23万8,000円ほどの保険料が、平成19年、今回の予算で示されている保険料では28万6,000円ほどになります。合わせて約4万7,000円ちょっと、5万円弱の負担がふえてくるわけです。所得200万円で20万円以上、1割以上の負担が課せられているというのが国民健康保険であって、しかも、その200万円の所得という人はほんのわずかの人ではなくて、加入者の7割以上の方のものなんです。だから、一般の政管健保であるとか組合健保などでの負担とは全然違うものであると。だからこそ、この国民健康保険というのは社会保障制度であって、国が国庫負担をし、そして、摂津市も一般会計からの繰り出しをし、さらには、保険料が払えない事情のある方は減

免制度までであると。こんな減免制度まである医療保険制度というのではないわけですから、今の事態を見ると、やはり市民の暮らしはほんまに大変になってきている中で、国保というのはいよいよ命と健康を守る大事なとりでであるわけです。これが保険料が上がることによって保険料が払えない。もしくは、頑張って払っても、ほかの生活が大変になってくる。お子さんを歯医者さんに連れていきたくても、3割負担でかなりの負担になるので、ちょっと我慢をさせるうちに歯が悪くなってしまったというお話を聞くわけですが、そんなところにまで響いてくるという問題として考えないといけないんじゃないか。

そういう点では、やはりこの一般会計の繰り出し、保険料軽減の分の繰り出しというのは、非常に意義のある大事な摂津市の仕事であるし、この間やってこられた、わずかに減らしたけど、ここまで堅持して頑張っているというのは、私は評価できますが、しかし、今回の保険料の値上げが、昨年に続いて、また3.06%引き上げられるわけで、こうした市民生活の実態の中では、この3.06%、数字の上ではわずかな数字かもしれませんが、直接納付書が来る方にとってみると、非常に重い負担になってくるわけで、ここはいよいよ一般会計の繰り出しをちょっとでも入れて、保険料軽減という努力をするという姿勢が必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。部長か助役にちょっと見解をお伺いします。

それから、保育所の件につきましては、ぜひ定率減税そのものがなくなって増税になるというのは、非常に納得のいかないものでありますけれども、それによって雪だるま式に保育料が上がらないとい

う措置をとっていただけているということですので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それから、一つ、保育所の件では、待機児の問題ですが、私ども、待機児どうなってますかとお伺いしますと、大体新定義でお答えが返ってきます。今回も、2月時点では、新定義で、待機児ゼロですというようなお答えがありました。午前中の質疑の中で、待機児は、新定義ではゼロですけれども、待っている方や、事情があってそこには行けない方々、現に入っておられない方を含めて、希望しているけれども、入っていない人が八十数名いらっしゃるということでお話をいただいたんですが、基本はやはり保育所が、千里丘の方が鳥飼の保育所、たまたまあいてるから、そっちがあいてるからそっち行きなさいということは、もうほんま非現実的な話で、子育て支援と全く別物の話だと思えますし、例えば、今、無認可の保育所に通っておられる方ですと、双子のお子さんがいらっしゃるって、また上において、3人のお子さんがいらっしゃるとする。3人のお子さんがそれぞればらばらのところに、お母さんが自転車に、3人いますから、4人でいかないといけない。とてもそれはできませんよね。ですから、やっぱりそういったことを考えていただいて、まず、待機児の問題を考えたときには、旧定義というのをまず頭の中に入れた形でいろいろな対応を考えていただきたいというふうに思いますので、これは要望しておきます。

あと、自立支援法、母子家庭支援、ひとり親家庭の支援のことにつきましては、経済的な負担が非常にふえていく中で、生の声、現場の声を、ぜひ国や府の方に、現場の一番身近な、きょうも、朝、助役からもお話がありましたけれども、市民

に一番身近な行政機関であって、市民の声を国や府に、動かす気概を持ってというふうなお話がありましたけれども、それで、ぜひ対応していただけたらと思いますので、よろしく願います。要望にします。

それから、乳幼児医療助成につきましては、4, 100万円、ことし投入すれば、就学前まで拡大するということです。これは、ずっと未来永劫続く負担ではなくて、ことし1年だけの負担ということなんです。

私、最初にもお話ししましたけれども、ことし、市税収入が26億4,000万円上がっています。もちろん、いろいろ検討されて予算配分をされているかと思えますけれども、先ほども言いましたように、民生費に配分されているというのはわずか、一般財源で、26億4,000万円が税収入ですけれども、三位一体の改革で譲与税が削減されたりしてます。一般財源として13億円ほどありますけれども、その中での比率、構成が、民生費には8.82%。この乳幼児医療助成の項目の入っている児童福祉費になるんでしょうか、児童福祉費でいきますと、13億円の一般財源増の中の割合でいくと1.2%の数字です。さらに言えば、乳幼児医療助成制度の一般財源に割り振られているのは、今回ふえている比率というのは2.26%しか入れられてないわけで、13億円の中の今度4,100万円ふやせばいいことになりますので、単純計算ではいけないのかもしれませんが、単純に4,100万円割る13億円でやりますと、今回ふえた一般財源の3.15%、これで、今4歳のお子さんが、来年は5歳未満児には上がるけれども、来年は5歳になりますから、直ちに医療助成制度から排除されていくこ

とになってしまうわけですがけれども、それをせずに、今受けている方も、小学校上がるまで、自動的に医療費の助成制度を受けられるということになるんじゃないかなというふうに思うんです。

このお金の使い方ということで、特に、子どもに注目をして、子どもをキーワードにしていることし、ふえた一般財源、13億円の中で、何と児童福祉費に充てているのがわずか1%しかないというのは、非常に寂し過ぎるんじゃないかなと思いますけれども、その点、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

あわせて、今回も補正予算でいろいろ減額がありました。毎年、決算のときには不用額というものがいろいろな場面出てきます。もちろんいろいろ精査はする中で、今回、障害者自立支援法の問題で、なかなか制度が定まらない中で、大目に予算を組んでいる中で、減額補正があったり、決算のときには不用額が出てくる、やむを得ず出てくるというふうになるわけですがけれども、民生費の不用額というのは、毎年約幾らぐらい出てくるんでしょう。2億8,000万円ぐらい民生費としては出てきてるんじゃないかなと思うんです。

4,100万円、これ、決して不用額を当てにするということが、それが財政運営上、まっとうなやり方なのかどうかというのはわかりませんが、しかし、それで、範囲の中でも吸収できるだけの財源でいけるものじゃないかなというふうに思うんですけれども、それもお聞かせください。

助役、先ほどのとあわせて、税の配分、予算の使い道、財源配分という件も絡めてお聞かせください。願います。

公害対策につきましては、大気汚染の問題、チェックは1平方キロに1か所と

ということで、非常に綿密にやられているということでありました。それに出てくる結果について、もちろん、いろいろ公表されているかと思えますけれども、それへの対応などについてもいろいろ模索をしていただきたいというふうに思います。

それから、三箇牧水路につきましても、大阪府任せにせずに、原因分析、それから、先ほど、ホームレスの自立支援のときに、佐藤次長はおっしゃいましたけれども、現地、現況は、やはり管轄は違って、やはり現地の自治体の職員さんでありますので、チェックをしていただきたいと思えます。水路でいろいろなものが流されて、生活している中で、ほんとに苦しいほどの異臭が、ずっと長いこと漂っているような地域というのも、私どもの耳にも届いておりますし、そういった対応も、大阪府と連携して主体的に頑張っていたきたいと要望しておきたいと思えます。

中小企業対策につきましては要望にしておきます。ぜひ、いろいろな困難はあるかと思えますけれども、頑張っていたきたいと思えます。以上です。

○上村委員長 小野助役。

○小野助役 国保料の問題と乳幼児医療について、一括してお答え申し上げたいと思えます。

これは二つとも政策経費なんでございますけれども、原課、現場とすれば、こういうことを市として了解をしたと言えればこういう議論はないわけですけれども、基本的に市の財政を預る者として考え方を申し上げます。

それで、中期財政見通しの中で私が思っておったのは、19年度、大体目いっぱい伸ばしてどうだということ、大体194億円程度まで見た中で196億円だっ

たと。これはいろいろ理由はあるんですけども、地方交付税の不交付団体がむしろ幸いしたと。交付税調整が入らなかったということがあります。そういう要因があるんです。それで、市長が言いましたように、いずれにしても、この110という経常収支比率をどう見るかということなんです。個々で見ていった場合、それは結局積み上げになるんですけども、110の中で、申し上げてますように、府下平均値まで、私も苦しんでおるのは公債費と繰出金なんです。これが、府下平均であれば96%までいけるというふうになります。

それで、これを、市長が言いました96%、府下平均まで持っていこうとすれば、平成17年度の標準財政規模は大体175億円でございますから、経常経費は約24億円消さなければそれには成りえないという実情が、まだ厳然として残っております。

それで、過去の議会でもいろいろご指摘いただきました、うちの公債費が1,000億円を超えておるのではないかということを言われました。これも、今現在、820億円切ったと思えますが、やっと市民一人当たり100万円切ったと。100万円超えとるのは、私の資料では、大阪市と泉佐野市、この2市のみという状況であります。

そういったことで、市として考えられる中身でさせていただいたというふうに思ってます。

それで、もう一つ、これもこれからの議論になりますが、いずれにいたしましても、何度も総務部長が言ってますように、企業誘致条例は、一応22年まで見込んでおりますが、23年は見込めないということで立てておりますし、下水の資本費平準化債は、今後の公債費の増加

がありますので、これは22年度以降は見込んで危ないという考え方を持っております。

したがって、市としてこれらを考えたときに、今の現状の中でどう考えるべきかということになります。それで、全国の数字を追うわけではありませんが、歌志内市があります。この0.2ポイントを、私ども、あれは110.2でございますけれども、ここの、私ども110でありますけれども、これを、あと3,500万円、歳出で上回っておれば全国ワースト3位に上ったと。極めて厳しいこのポイントの数字であります。

ただ、市として、今後の形の中で、市ができる中身としては、そういうことを考えながら、市長言いましたように、一方で市民の生活をどう守るかという、このことの兼ね合いを考えるのが我々の形でございますから、その辺のことを十分しんしゃくをしながら、これからの財政運営に当たっていくということでございます。

むしろ、来年度は、見ておる税収、できればこれぐらいあればいいなと思えますが、ご存じのように、円高と中国とアメリカで日本の経済が成り立っていると見れば、円高に振れたら、あの株価になっておる。これがどう影響するかだと思われれます。それほどまでに、この税収の状況がどう変わるかというのは、不確定要素はたくさん持っておると。だから、この26億円のこの状況の中で論じるものではないというのが私どもの考え方でございます。

しかしながら、そういう中で、市長も答弁いたしましたように、来年の乳幼児医療は、就学前まで検討させていただきますということも言っております。

また、国保の問題は、長年の経過でござ

いました条例措置によって措置をするんだということもやらせていただいた、この2年目であります。

そういう中で、そういう加算、これは基金を取り崩さなければ繰り出しできないわけでございますから、そういうことも含めて、トータル的にこういう19年度予算を組ませていただいたと。

今、安藤委員おっしゃっているのは否定いたしません。市としても、どこまでセーフティーネットが張れるかということは、今後も十分しんしゃくしながら、今後の財政運営、行政運営に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 安藤委員。

○安藤委員 税収、26億4,000万円が、市税のところで差額が26億4,000万円ですけれども、私、比率にしてるのは一般財源で自由にできる、市としての政策的な思いを込められる、一般財源13億円での配分はどうかかなというふうに言いました。

代表質問でもそうですし、今回でもそうですけれども、やっぱり自治体というのは、市民の暮らしどうなのかと、生活保護の伸び率が、もう大阪府下でも一番高いというふうに私聞いてます、摂津市が。それぐらい、やっぱり摂津市の市民の皆さんの状況というのは本当に悪くなってきていると。

児童扶養手当、ひとり親家庭の皆さん、相談の方、たくさんふえていの中で、さらに今、国の方の政治では、今度また定率減税が、来年度はもう完全に廃止になりますし、国民健康保険は、公的年金の140万円から120万円、控除がなくなった分激変緩和がありますけれども、激変緩和がどんどん減っていきますから、所得がふえなくても、自動的に年金生活

者の方の国保料というのはもう自動的に上がっていくような形になっていて、もうほんとにいざなぎ景気を超える景気だというふうな報道されてますけれども、身の周りの私たちの暮らしや中小企業の皆さんの生活、営業の実態から見たら、景気、どこにあるのかと。それでも、なぜ税収入がふえてくるのかと、法人税ふえるのかと不思議でならない。やはりこれは国の政治の問題で、ここで言ってもあきませんけれども、大きなところ、バブルのときを上回っているような利益を上げているような会社には減税しながら、庶民にこれだけ負担を押しつけているというのは、政策の誤りにあるのが一番だと思いますけれども、そうした中で、市民の暮らしを何とか守ろうと、先ほどもありましたけれども、望まずして、摂津市の地で行き倒れにならざるを得ないような方が年間一人、二人いらっしゃるような社会が本当にいいのかどうかということを考えたときに、もう身の周りのこの摂津市から、そこを守るために、一般財源の割り振り、ことしは26億円、4年後、5年後、たばこ税があるかどうかわからないとおっしゃいましたけれども、しかし、今現在困っていらっしゃる方がいるときに、そこにやはり少しでも重点的に充てていくというのが自治体としてやるべきではないかと。

財政が厳しいと言ってますけれども、南千里丘開発の話になりますと、見通しが見えてきましたというようなお話がありますし、市民の暮らしを守ろうと、一般会計を繰り出しをと言いますと、そんなに安心したらいけないというような話が出てきます。まるで、うまいように説明されているなという感じは個人的にはするわけですがけれども、大変なのはわかります。財政状況厳しいというのはわか

りました。もろ手を挙げて、浮かれて、箱物であったりとか、大型開発、将来、いろいろ物件費がかかってくるような、維持費がかかるようなものに、慎重な議論もなしに突っ込んでしまっているのかどうかということも私思っているわけで、そういう点からは、財政状況が決してもろ手を挙げてよくなったというようなところじゃないというのは同じ位置にいます。しかし、その中でお金の使い方という点では、私は、どうも今回の予算の中では、本当にあと一步踏み込めたら、もっと市民の暮らし応援できるなというところになるのに、これはやっぱり納得できないなという思いをしています。

そのことだけ申し上げて終わりたいと思います。

○上村委員長 安藤委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村委員長 以上で質疑を終わります。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会します。

(午後5時20分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 村上英明